

貴族院會議國帝第九十回

税義務者は、その納付すべき財産税額を控除した金額により計算した財産税の額との差額に相當する税額について、舊勘定預金等による納付を申請することができる。(斯^ウ云フコトガ書イテアリマス、先ツ此ノ納稅義務者ノ納付致シテ、讀ムノハ省略致シマスガ、之ニ依リマシテ財產ノ價額カラ債務金額ト云フモノヲ控除シタ課稅價格ヲ本ニジテ決定サレルコトハ當然デアルト、斯^ウ考ヘテ居ルノデアリマス、サウシマシテ課稅價格カラ舊勘定財產ノ價額ヲ控除シマシタ金額ト云フ文句、ソレカラ此ノ課稅價格ト云フ概念ハ既ニ債務ヲ控除シタモノデナケレバナラナイ理由カラ致シマシテ、此ノ場合ニ債務ノ金額ハ先ツ舊勘定財產、即チ第二封鎖預金以外ノ財產カラ全額控除サレタモノデアル、斯^ウ解釋シテ宜シカ、此ノ點ヲ分り易ク御説明ヲ願ヒマス
○政府委員(池田勇人君) 御話ノ通りデゴザイマス、財產ノ計算ニ當リマシテハ、積極財產カラ債務ヲ控除シタモノヲ課稅財產價格ト致シテ居ルノデゴザイマス、從ヒマシテ舊勘定預金ノ財產ハ別ニ致シマシテ、債務ガ外ニアリマスレバ、舊勘定預金以外ノ財產カラ債務ヲ控除シタモノガ、茲ニ規定致シテ居リマス舊勘定財產ノ價額ヲ控除シタ金額ニ相成ルノデゴザイマス
○片岡直方君 實ハ地方ノ稅務署ニ於キマシテハ、此ノ點ニ付キマシテ少シ微底シテ居ラヌヤウニ思ヒマス、ソレハ斯^ウ云フコトデアリマス、所々ニ依テ命令ガ微底セヌカラサワナルノダツ思ヒマスガ、此ノ負債額ト云フモノ

ハ第二封鎖預金、舊勘定ト、ソレカラ
第一封鎖勘定トニ按分サレルノダト、
斯ウ云フ解釋フシテ居ルノガアリマシ
タ、サウ云フコトモ聽キマシタ、今ノ
局長ノ御説明デ明瞭ニナリマシタガ、
サウ云フ間違ツタ考ヘヲ持ツテ來ルト
非常ニ迷惑シマスガ、斯ウ云フコトハ
シテ戴キタイ、念ノ爲ニ申上ゲテ置キ
マス、其ノ次ニ御伺ヒシタイノハ、是
ト、モ少シ具體的ニ伺ヒタイノデアリ
ハ昨日モ御質問ガアリマシタガ、財
稅ニ對スル評價ノ問題デアリマシテ、
是ハ少シ角度ヲ變ヘマシテ伺ヒタイノ
ト、モ少シ具體的ニ伺ヒタイノデアリ
マシテ、或ハダブルカモ知レマセヌ
ガ、御了承願ヒタイノデアリマス、大
體私ノ考ヘマスルノニ所得稅、營業
稅、法人稅ト云フヤウナ法律ガゴザイ
リマス、此ノ財產稅法案ヲ見マスルト
ニ、税率ノコトハ二十三條ニ明確ニ相
課稅ノ價格ト云フモノト稅率、此ノ
ツガ何時デモ對象ニナツテ居ル、然ル
ニ此ノ財產稅法案ヲ見マスルト云フ
ト、稅率ノコトハ二十三條ニ明確ニ相
定シテアリマス、處ガ課稅價格ト云フ
コトニナリマスト、頗ル曖昧ニナツテ
居リマシテ、財產稅ニ於テ課稅價格
ハ、詰リ財產ノ評價ト云フノデアリマ
スガ、此ノ評價ノ點ハ、全部命令ニ委
任サレテ居ルノデアリマス、私共ガ此
ノ法律案ニ賛成致シマシテモ、實質的
ニナツテ行クノデヤナイカ、此ノ法律
内容ト云フモノガ後デ命令デドウデモ
ヲ見マスト、私共今ノ時代ニ合ハ
ルト、斯ウ云フ風ニ言ヘルヤウニ思ヒ
マス、此ノ點ニ付キマシテ、政府ハ根
據ノ方法ヲモット詳細ニ法律ニ何故根

○政府委員(池田勇人君) 先程ノ税務署ノ解釋ガ區々ニナルト云フ御話ハ御尤モデゴザイマシテ、只今各財務局ノ其ノ擔當ノ係官ヲ集メマシテ、財産税法並ニ職補償特別措置法ニ付キマシテ、十分打合セラ致シマシテ、區々ナラナイヤウニ出來ルダケノ努力ヲ續ケテ行ギタイト思ヒマス、次ニ評價ノ問題デゴザイマスルガ、是ハ實ハ財産税ノ基本ヲ成スモノデゴザイマス、之ヲ出来ルダケ明確ニ規定スルコトガ最モ必要アルト考ヘルノデゴザイマス、唯要デアルト考ヘルノデゴザイマス、唯出來ルダケ其ノ點ハ努メタノデゴザイマスルガ、今此處デ勅令ニ讓ツテ居リマスモノハ、極ク例外ノ場合デゴザイマシテ、又財産價額ノ割ニ少イモノデゴザイマシテ、其ノ他ノモノハ概不是デ貯ヒ得ルト考ヘテ居リマス、尙御手許ニ配ツテ居リマス命令案要綱ニ於キマシテ、大體所謂最高最低ヲ決メテ居リマスノデ御了承ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、保険料ノ計算ニ付キマシテハ昨日申上ゲタノデゴザイマスルガ、是ガ主ナル點デゴザイマシテ、年金等ニ付キマテシハ、大體最高最低ハ命令案ニ書イテ居ルヤウナ狀況デゴザイマス

ルト謹ツテアリマスガ、ソコデ皆ズツ
ト列舉シテアリマスル各評價規定ハ例
外ノモノニアリマセウカ、ソレトモ此
ノ三十五條ノ規定カラ類推シテ、右ニ
舉ゲアル各規定ノ財產評價ト云フチ
ノモ、時價主義デアルノカ、即チ評價法
ト云フノハ時價主義デ一貫シテ居ル
カ、ソレトモ時價トソレ以外トノ評價
トノ二本建ツデアルノカドウカ、此ノ
點伺ヒタ

○政府委員(池田勇人君) 所謂公定價格ニ依ツテ計算致スコトニ致シテ居リマス、サウシテ又動産等ニ於キマシテハ、所謂中古品等ガゴザイマスノデ、サウ云フモノハ減價償却ヲ見テ後ノ價格ニ依リタイト思ヒマス

○片岡直方君 ソレデハモウ一ツ此ノ問題ニ關聯シテ評價ノ問題ヲ伺ヒタイノデアリマスガ、昨日御説明ガアリマシタ家屋ニ對スル税率ハ、新ラシイ家ト古イ家ニ對シテハ税率ガ違フノデアルガ、家屋ノ基準ハ三十年ガ原則デアル、新ラシク建テラレタ家ノ税率ト、古ク年數ノ經ツタ家屋ノソレニ對スル税率ト云フモノハ、少シ斟酌ヲスルト、斯ウ云フ言葉ヲ以テ御説明ニナツタト思ヒマスガ、何カ之ニ付テ御説明願ヘマセヌカ

○政府委員(池田勇人君) 家屋ニ付キマシテハ、調査時期ノ狀況ニ依リマシテ決メマスノデ、新ラシイ家屋ト古イ家屋ニ付キマシテ、税率が異ナルト云フコトハ毛頭考ヘテ居リマセヌ、是ハ財產モ全部集メマシテ、サウシテ二十三條ノ超過累進税率ヲ適用致スノデゴザイマシテ、其ノ財產ノ內容種類ニ依リマシテ、個々ニ税率ヲ適用スルト云フコトハゴザイマセヌ

○片岡直方君 ソレデ次ノ問題ニ移リマス、大體財產税率今度御取りニナツタ趣意カラ申シマスト、法案ノ一番仕舞ヒノ所ニ理由ガ書イテアツテ、之ヲ拜見シマスト國庫ノ收入ヲ確保スル、富ノ均衡化ト云フニツコト諷ツテ居ラレルノデゴザイマス、サウ致シマスト財產税率ヲ初メ御取りニナル前々所ハ、公債ヲ償還スルト云フ意味デアルカラ、「インフレ」防止ト云フ意味デアツタノガ、サウ云フ風ニ變ツテ來テ、富ノ再

分配、ソレカラ歳入不足ヲ填補スル、
斯ウ云フ風ニ變ツテ來タト云フ風ニ見
ラレルノデアリマズガ、政府ニ於テハ
此ノ二ツノミヲ御考ニナツテ、「イン
フレ」防止ト云フコトニ付ナハ、何等
考ヘテ居ラレヌカドウカ、此ノ點ヲ伺
ヒタイ

○政府委員(池田勇人君) 財源税ノ方
行致シマシタ場合ニ於キマシテハ、尙
其處ノ所ガ、私共ドウモ了解出来ナイ
シヨン」ノ防止等ニモ、相當役立チ得
ルト云フコトヲ期待致シテ居リマス
○片岡直道君 ソレデハ伺ヒマスガ、
質問申シタ通リニ、提案ノ理由ノ二ツ
ノ條項デアレバ分ルノデアリマスガ、
「インフレ」防止ニ役立ツト云フコト
ハ、實質上アリ得ヌコトデヤナイカ
ト、只今ノ御説明ニナリマシ通リ、
物納ガ五、六億アルノダト、是ハソレ
デ宜イノデアリマスガ、提案ノ理由ノ
一ツノ、歳入ノ填補ヲ圖ルノダト云フ
コトニナツテ參リマスト、ドウシテモ一
方ニ於テ、大藏大臣ノ始終言ハレマス
ル生産再開ト云フモノガ、實質上變ツ
トシテ、寧ロ石炭ナドハ段々減ツテ行ク
ト云フ憐ナル狀態デアリマス、外國
カラ、度々御質問申シタノデスガ、石炭
ハ一切入ラナイノダト云フ狀況デアリ
マスノデ、大藏大臣ノ一番御考ニナツ
タ石炭ノ問題ハ、是ハ生産ノ再開ヲ圖
ルノダカラ、價格ヲ上げテモ宜イト云
フ風ニ言ハレテ居リマスルケレドモ、
實質上生産再開ガ出來ナイ、ソレカラ
戰時補償打切りニ伴ヒマシテ、色々ナ
法案ガ出ル、段々企業ガ追詰メラレテ
行ツテ、色々ナ狀態ガ段々惡クナリツ
ツアルヤウナ狀態デアリマス、サウ致

ジマスルト、ドウシテモ勞働問題トカラシタ
色々ナ問題モ關聯致シマシテ、費用ガリマスノデ、數年間ハ掛ルノデアリマス
段々ト嵩シテ、要スルノ例ヘバ新ラシ
ク炭坑ヲ開クト云ノヤウナコトデアリ
マシテモ、サワ簡単ニハ開ケヌノデアリマス
リマスノデ、數年間ハ掛ルノデアリマス
ス、ソレラ著手致シマシテモ、數年間ノ
日子ヲ要スルト云フコトデアリマスカ
ラ、其ノ間ニハドウシテモ惡性「イン
フレ」ノ傾向ヲ辿ルト思フノデアリマス
ス、ソコデ大藏大臣ノ御説明ニ依ル
ト、通貨ノ膨脹ガ只今六百五十億位ト
思ヒマスガ、是ハ恐ル、ニ足ラナイモノアリ
ダト云フ御説明デアリマスガ、結局矣
張り通貨ト云フモノハ段々殖エテ參リ
マシテ、産業ガ開カレナケレバ財產稅
ヲ御取りニナルヤウニ思フカラ、且
今ノ御説明ニ依ルト防止ニナルト云フ
モ、其ノ歲入ノ填補ニスルノダト云フ
コトニナレバ、ドウシテモ是ハ惡性
「インフレ」ニナルヤウニ思フカラ、且
コトモ含マレルト云フ御話デアリマス
ルケレドモ、此ノ點私ハ了解出来ナイ
ノデ、モウ一過重ネテ御説明願ヒタイ
ノデアリマス

○片岡直方君 私ハドウモ其ノ説明ニ
ハ承服出来マセヌ、マア是以上ハ議論
ニナリマスカラ、私ハ打切りマスガ、此ノ
次ノ問題ニ入リマス、此ノ提案ノ理由
ノ「富の均衡化により」ト、斯ウ書イテ
アル、新聞紙上テ言ハレマスル所謂アル
ノ再分配ト云フコトデアリマスガ、此
ノ點ニ付ア政府ノ所信ヲ伺ヒタインゴ
ザサイマスガ、將來我ガ國ニハ貧富不
懸隔ト云フモノヲ全部ナクナスト云フ御
考デアルカドウカ、ソレカラ經濟ノ基
本化ト云フノハ、富メル者ノ存在ヲ
メナイト云フコトデアルカドウカ、ソレカ
レカラ資本主義經濟ニ對シテ、ドノ程
度ノ社會主義理念ヲ織り込ンデ行カウ
ト云フ御考ヘデアルカドウカ、又
米國其ノ他ノ所謂「モクラシー」ト云
フ所ノ國家ハ、富ノ偏在、ソレカラ
均衡は正ノ爲ニ、ドンナ政策ヲ執ツ
居ルカドウカ、之ニ付テ併セテ伺ヒタ
イノデアリマス
○委員長(三土忠造君) ソレハ大藏大
臣ガ來タ時分ニ
○片岡直方君 ソレヂヤ今ノハ大藏大
臣ニ
○委員長(三土忠造君) 保留致シテ置
○片岡直方君 ソレヂヤ、サツ致シテ
ス、ソレデハ、是ハ前ニ御質問申上
マシテ、未ダニ私ハ承服出来ナイ點ニ
ルバ、是ハ或程度ノ通貨ノ吸收
財產稅ハ通貨收縮、即チ「インフレー
ション」ノ防止ニ或程度ノ役割ヲ爲
得ルモノト期待致シテ居ル次第ゴザ
イマス

アリマスガ、是モハ大藏大臣ニ御尋ネシタラ宣イカモ知レマセヌガ、實ノ豫算總會デモ大藏大臣ニモ御尋シマシタシ、又總理大臣ニモ御尋ネシマシタ問題デアリマスガ、一年据置ノ預金ニ對スル控除ノ問題デスガ、西ノ委員長、是ハ矢張リ大藏大臣ニ御尋ネマセウカ

○委員長（三土忠造君）　主稅局ノ問題
　　片岡直方君　ソレヂヤサウ云ソコニサシテ戴キマス、ソレカラモツーニ同ヒタインデアリマスガ、財產稅トテノ意見ヲ伺ヒタインデアリマスガ、今、現在、法人稅ト云フモノガ千分三掛ツテ居ルノデアリマス、是ハ資ニ對シテ掛ツテ居ルノデアリマスガ、私ハ自分ノ我流ノ考デアリマスト、且ハ一ツノ財產稅デアルト、斯ウ考ヘ居ルノデアリマス、實ハ何回モ大藏大臣ニ御尋ネ致シマスト、是ハ財產稅一回限りデアル、取ランイノデアル、斯ウ云フ御説明ガアリマシタ、併シモソモ一一遍重ネテ、財產稅ニ付テハシ蔵大臣ハサウ云フ風ノ御答辯デアリシタガ、政府委員ハ本當ニ財產稅ハ回限リカドウカ、ソレカラ現ニ今、口今申上げシタ通りニ、法人稅ト云モノハ一種ノ財產稅ダト私ハ解釋スル者デアルガ、是ガ間違ツテ居ナケバ、サウ云フノデ實行サレテ居ルノアリマスカラ、矢張り將來ニ於テハ陞機會ニ御尋ネ致シタイト思ヒマス

○政府委員（池田勇人君）　御承知ノ如ク、財產稅ニハ名目的財產稅ト實質的

デアリマス、最後ニ、法人ニ對シテ財
産税ヲ課税スルカト云フ御質問デゴザ
イマスルガ、其ノ財産税ハ實質的財産
稅ノ意味ト考ヘマス、今回法人ニ對ス
ル財產稅ヲ止メマシタノハ、職時補償
打切りニ依リマシテ、大部分ノ法人ハ
相當痛手ヲ蒙ツタ、從ツテ強ヒテ斯ウ
云フ實質的ナ財產稅ヲ施行スルニ及バ
ナイ、又モウ一ツハ、個人、法人ニ財
產稅ヲ課稅致シマスト、二重課稅ニナ
ラナイカ、又第三ニハ、法人ニ實質的
財產稅ヲ課稅致シマスト、生產ノ障碍
ニナリハシナイカ等ヲ考ヘマシテ、取
止メタノデゴザイマス、併シ補償打切
リノ措置ヲ講ジマシタ後ニデス、或法
人ノ中デハ非常ニ含ミ資產ヲ持ツテ居
ル、非常ニ擔稅力ガアル者ガ相當アリ
マスルナラバ、今後ノ財政狀況ニ依ツ
テ考ヘラレナイ問題デモナイト思ツテ
居リマス

テ、萬已ムヨ得ナインデ納付ガ出来ナ
フコトハ如何ナモノニアリマセウカ、
是ハ非常ニ考慮フ要スルコト存ズル
ノテアリマス、之ニ付テモサシ云ツ風
ニ六十五條デ出来ナ居リマスナラバ、
是ハ又別デアリマスガ、是ハ餘程考へ
テ行カナケレバ私ハムヅカシイト思ノ
ノデアリマス、第二ハ普通ノ個人ガ自
己ノ家庭ノ者並ニ親族ナドデ持ヘマシ
タ合名會社、合資會社ナドハ、殆ド全
財產ヲ投ジテ、サウシテ事業ノ經營ニ
從事シテ居ル者ガ澤山アルト思ヒマ
ス、此ノ合名會社トカ合資會社トカ云
フモノノ出資ニ對スル御取扱ヒ、或ハ其
ノ方ガ土地ヲ持ツテ居ルトカ、家屋ヲ
持ツテ居ルトカ、或ハ他ノ有價證券ナ
ドヲ持ツテ居ルト云フコトデアリマシ
タナラバ、納稅ガ容易ナルト思ヒマ
スケレドモ、斯ラ云フモノハ有價證券
ト看做スノデアリマスルカ、或ハ物納
ノ對象トナルノデアリセウカ、伺ヒ
タイト思ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 財產稅ノ延
納ヲ認メマスコトハ、是ハ例外のノ場
合デゴザイマス、金錢デ納メテ戴ク、
又物納シテ戴クト云フコトガ非常ニ困
難ナ場合、例外的ニ延納ヲ認メテ居ル
ノデゴザイマスルガ、其ノ延納ヲ認メ
マジタ場合ニ付キミシナハ、矢張リ相
當程度ノ利子ヲ附シタ方ガ、負擔ノ權
衡カラ言ツテモ適當デアルト考ヘテ居
リマス、殊ニ或程度物價ガ騰ルト云フ
風ナコトガ考ヘラレマス時ニハ、矢張
リ百分ノ十程度ノ利子ヲ附スト云フコ
トガ適當デナイカト考ヘテ居リマス、
次ニ出資ガ物納ノ對象ニナルカト云フ
問題デゴザイマスルガ、無限責任社員
等ノ出資ニ付キミシナハ、餘程考慮ヲ

要スルノデアリマシテ、斯カル場合
ハ、矢張リ納稅義務者ガ同族會社ノ出
資ダケダト云フ風ナ場合ニ付キマシテ
ハ、納稅ノ爲ニ減資ナスツテ、サウシ
テ納メテ戴クノガ、兩者トモ一番便利
デハナイカ、斯考ヘテ居リマス
○片倉義本郎君 サウシテ又御承知ノ
通り、事業ノ經營ニ從事致シテ居る者
ハ、或ハ株式會社ナドテ社長トナリ、
其ノ經營ヲ擔當シテ居ル者トシマスレ
バ、會社ガ金ノ必要ナ時ニ、萬已ムヲ
得ナイカラ自己ノ資産デアル有價證券
ナドヲ會社ニ貸付ケルト申シマスル
カ、融通ヲシタ關係上、其ノ會社ガ擔
保ヲ以テ銀行カラ金ヲ借入レタヤウナ
場合ガ澤山アルト思フノデアリマス、
斯ウ云ノ場合ニ於テ、其ノ會社自體ガ
非常ナ補償打切りニ依リマシテ逆境ニ
陥ツテ、殆ド其ノ擔保ト云フモノガ返
ツテ來ナイト云フヤウナ場合モ非常ニ
多イダラウト想フ、サウ云ノ場合ハ、
此ノ申告ニ對シア、ソレヲ貸付ノ有價
證券トシテ計上スペキモノデアルカ、
或ハ其ノ實際會社ノ價值カラ見ナ、其
ノ株式ガ到底返ラストアレバ、ソレヲ
無價値トシテ申告スルノデアリマスル
カ、斯ウ云ノコトニ付ア一應伺ヒタイ
ト思ヒマス

ト云ソコトヲ決定シ、官報其ノ他
デ報告致シタイト思ツテ居リマス
○片倉義本郎君 私ノ質問申上ゲタノ
ハ、ソレトハ少シ意味ガ違ノト思フノ
シナケレバナラヌト云ソコトノ爲ニ、
自己ノ所有スル所ノ有價證券ヲ其ノ會
社ヘ持ツテ行ツテ、其ノ會社デ擔保ニ
提供シテ銀行カラ金ヲ借りタト云フ場
合ガアルノデアリマス、其ノ會社ガ今
度補償打印リニ致ツテ非常ア痛手ヲ蒙
クチ、到底資本金デモ之ヲ賄ノコトガ
出來ナイト云フヤウナ場合ニナレバ、
其ノ擔保ニ提供シタ所ノ有價證券ハ銀
行デ之ヲ競賣ニ付シテ、銀行ノ收入ニ
ナルベキモノノデアルカ、私ガ貸シタ其
ノ有價證券ト云ソノハ無價値ダト思
フ、其ノ會社ニ對シ、貸シタト云フコ
トノ帳簿上ノ計算ハ附キマセウケレド
モ、恐ラクサウ云ノヤウナ時ニハ、銀
行デハ其ノ擔保ニ提供シタ株式ヲ却
シアシマフノデアリマルカラ、其ノ
貸シタ有價證券ハ無價値デアル、併シ
ナガラ其ノ提供シタ有價證券ハ立派ナ
有價證券デアツテ、今日十分ナル價値
ガアルモノデアリマス、併シナガラ實
質的ニハ無價値ニナルベキモノニアリ
マスカラ、サウ云ノモノニ對シテ、財
産ノ申告フル時ニ如何取扱ノベキモ
ノデアリマスカト御伺ヒ致シタノデア
リマス

○政府委員(池田勇人君) 三月三日ノ
現在ニ依リマスノデ、其ノ後、斯ワ云
フ措置ニ依リマシテ財産が非常ニ滅失
シタ、或ハ減額致シタト云フ場合ニ於
キマシテモ、控除ハ致シマセス
○片倉兼太郎君 私ハ補償打切りト云
フコトガ、三月二日前ニスベキモノノデ
アリマスカ、或ハ財產稅ヲ決定シタ後
ニ補償打切りヲナサルモノノデアリマス
ルカ、若シ三月二日ノ時ニ補償打切り
ト云ノコトニスレバ、ソレガ爲ニ生ジ
タ會社ノ詰り缺損ト云フモノ、其ノ會
社へ金ヲ貸シタ貸付ト云フモノハ、始
ド只見テ申告スベキモノノデアリマセ
ウカ如何カト云フコトヲ御伺ヒシタノ
デアリマス

○政府委員(池田勇人君) 三月三日ニ
其ノ方ガ、補償打切りニ依リマシテ非
常ニ價値ノ下ツタ株式ヲ御持キマシテアッ
タナラバ、株價ノ評定ニ付キマシテ
ハ、補償打切り後ノ状況ニ依ツテ評定
致シマスカラ、其ノ評定價格ヲ三月三
日ノ財產ト致シマス

○片倉兼太郎君 ドウモ私ノ申上ゲル
コトガ、少シ局長ニ御分りニナラスト
思フノデスガ、私ハ斯ウ申スノデアリ
マス、假ニ申ト云フ立派ナ有價證券ガ
アルノデアリマス、是ハ三月二日デア
ラウガ八月十一日デアラウガ今日デ
モ、立派ナ有價證券トシテ價格ヲ持ツ
モ居ルノデアリマス、其ノ價格ヲ持ツ

○社運營ノ爲ニ、其ノ會社ノ經營ヲ擔當シテ居ルト云フ關係上、其ノ會社ヘ其ノ有價證券ヲ貸付ケタノデアリマス、其ノ貸付ケタ有價證券ヲ、其ノ會社テハ金融上已ムヲ得ナイカラ、擔保ニ提供シテ銀行カラ金ヲ借リタノデアリマス、其ノ銀行カラ借りタ會社ガ、所謂戰時補償特別措置法案ノヤクナコトノ爲ニ、非常ナ惡イ結果ニナツタ結果、其ノ有價證券ヲ貸シタ所ノ、經營シテ居ルモノガ取戻スコトガ出來ナイノデアリマス、何故ナラバ、銀行ハソレヲ競賣シテ自分ノ貸付ノ收入ニシテシマフノデアリマスカラ出來ナイノデアリマス、サウナリマスルト云フト、其ノ貸賣シテ自分ノ貸付ノ收入ニシテシマフシタ人ハ、貸シタコトハ事實デアリマスガ、貸シタ金ハ取レナイノデアリマス、會社カラ其ノ取レナイモノニ對シテモ、申告ハ甲ト云フ立派ナ會社ノ株式ヲ持ツテ居ルカラ、其ノ株式ニ對シテ申告ヲ、矢張リ其ノ時ノ、三月二日ノ時價デアリマスカ、三月二日ニ所有シテ居ル所ノ價格ニ依ツテ届出ラスペキモノデアリマセウカ、斯ワ云フコトヲ御伺ヒシタ譯デアリマス。

致シ方ガナイト思ヒマス、御質問ヲ
上ゲテモ同ジダト思ヒマスガ、唯若シ
カ、私ガ株式以外ニ何モ持ツテ居ナイモ
ヤウニ場合ニ於テ、其ノ株式ヲ、全財
産ヲ外ニ貸セテヤツタヤウナ場合ニ於
テハ、財産税ノ納稅ノ方法ハナイモノ
ダト私ハ思フ、其ノコトダケハ御考へ
置キデキタイ、何レ各委員ノ方テ、私
ト同意見ノ方ガアリマシタラ、其ノ方
カラ御質問ヲ願ハナケレバ、私ドウモ
申上ゲルコトガ下手デアリマスルカ、
ドウ云フ關係デアリマスルカ、意味ガ
分ラナイヤウナ氣ガ致シマスルノデ、
私ハ此ノコトハ是以申上ゲマセヌ
ガ、假ニ此處ニ一ツ斯ウ云フ例ガアリ
マストシテ、是ハ如何取扱ツカラ宜シ
ウゴザイマスカ、戰災保險金ガ二十萬
圓アツタトシテ、此ノ二十萬圓ヲ銀行
ノ借入金ト、昨年ノ八月十五日以前ニ
決済シタモノガアルト致シマス、是ハ
無論決済致シマシテモ、措置法案ニ依
ル打切りノ對象トナルコトハナイ、諸
リ其ノ二十萬圓ハ済ンデ居ツタト云フ
譯ニハ參ラヌト思ヒマス、此ノ場合、
個人トシテ控除金ガ五萬圓アリマスカ
ラ、其ノ殘額ノ十五萬圓ト云フモノ
ハ、保險金ヲ取ツタモノニ百「バー」セ
ント」ノ稅金が賦課サレルノデアリマス
ス、然ラバ此ノ十五萬圓ハ財產稅申告
ノ時ニ、借入金十五萬圓計上スベキモ
ノデアリマスルカ、或ハ銀行ノ方デ其
ノ場合申告ヲナサルモノデアリマスル
カ、ソレヲ一ツ誰ガスルカ、サセル
カ、伺ヒタイト思ヒマス

ニ付キマシテハ、措置法第一條第一號ノ規定ニ依リマシテ、戰時補償特別稅ハ課稅ニナリマセヌ、ソレガ單ナル決済デ、所謂企業備資金措置法第五條ノ規定ニ依リマシテ、特殊預金トシテマダ殘ツテ居ツタ云フ場合ニ付キマシテハ、今回ノ措置法ニ依リマシテ、其ノ方ハ十五萬圓課稅ニナリマスカラ、是ハ其ノ分ハ三月三日ノ財產價格カラ引クコトニ致シテ居リマス。

○片倉義太郎君 サウスルト銀行ノ、早イ話ガ借入金ト決済ヲシタ額デアリマス、其ノ銀行ヨリノ借入金ト決済ヲシタ額ガ、銀行デソレヲ現金化シタ力シナイカハコチラデハ分ラナインデアリマスガ、銀行デ現金化シテアレバ課稅ノ對象ニハナラヌ、ナケレバ課稅ノ對象ニナルト心得ア宜シウゴザイマスカ。

○政府委員(池田勇人君) 昨年ノ八月十五日以前ニ保險金等ガ現金化シテ居リマス場合ニハ、今回ノ課稅ノ對象ニハナリマセヌ、現金化サレズニ特殊決済ノ預金證書ヲ持ツテ居ツタ場合ニハ、八月十五日以後ニ現金化シタ場合ニハ、課稅ノ對象ニナルコトヲ措置法第一條ニ規定シテ居ルノデアリマス。

○片倉兼太郎君 私ハ現金化シタカ、シナイカ知リマセヌガ、今言ツタ二十萬圓ノ戰災保險金ヲ持ツテ居ツタ、去年八月十五日以前ニ銀行ニ二十萬圓ノ借入金ガアツタ爲ニ、其ノ二十萬圓銀行ヘ拂ヒラシソ、銀行カラ詰リ借入レシタ所ノ證書ヲコツチデ戴イテシマツタノデアリマス、ソレニ對シマシテ、税金ガ拂リマスカ、拂リマセヌカ、私ハ現金化シタカドウカト云フコトハ不敏ニシテ分リマセヌガ、ソレハドウナリマスカ、平易ニ伺ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 斯カル場合ニ付キマシテハ、戰時補償特別措置法第一條ノ第一號ノ既ニ特殊預金等、即チ二頁ノ終ヒカラ二行目ノ方で「決済のため設定された政府特殊借入金、債務者特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託その他命令で定める債權について、同日以前に」即チ八月十五日以前、「償還、拂戻若しくは解除又は混同に因る消滅があつた金額に相當する部分を除く。」此ノ部分ハ課税外デゴザイマス、從ツテ二十萬圓ノ銀行カラノ借金ガアツテ、保險ニ付キマスル特殊預金ヲ二十萬圓貰ツテ、銀行ニソレヲ提供致シマシテ、所謂混同ニ依ツテ「消滅致シマシタ場合ハ課税ニナリマセヌ、是ハ昭和二十年八月十五日以前ノモノノデ、所謂現金化シタモノト見テ課税ニナリマセヌ

庭用動産以外ノ價額トシテ御認メニナ
ツテオ課ケニナルノデアリマスカ
○政府委員(池田勇人君) 三十六條ノ
「家庭用動産」ト云フノハ、所謂家庭用
ノ動産ニ課税スルノデゴザイマシテ、
通常必要ナ家具、什器ヲ除イタ家庭用
ノ動産デゴザイマス、其ノ除キマスコ
トハ第十二條ニ、「第四條第一項又は
同條第三項の規定に該當する者につい
ては、調査時期において有してゐる財
産」、全部ノ財産デゴザイマス、サウ
シテ括弧シテ「第十條に掲げる財産を
除く。」トスウヤツテ居リマスカラ、
十條ニ規定致シテ居リマス生活ニ通常
必要ナル家具、什器、衣類ヲ除キマシタ
其ノ他ノ家庭用動産デゴザイマス
○片倉兼太郎君 五十萬圓以上ノコト
ヲ一ツ伺ヒタイト思ヒマス
○政府委員(池田勇人君) 申シ退レマ
シタガ、五十萬圓以上ノ方ニ付キマシ
テ、即チ正確ニ申シマスルハ、家庭用
動産以外ノ財産ガ五十萬圓以上ノ方
ニ、五十萬圓ヲ超エル方ニ付キマシテ
ハ三十六條ノ規定ニ依ラズニ、個々ニ
計算シテ申告ヲシテ戴クコトニナツテ
居リマス
○片倉兼太郎君 次ニ財產稅ノ徵收ニ
付テハ、種ノ順位ガアルノデアリマ
スガ、徵收モ無論問題ニナリマセウ
ガ、所謂財產額ヨリ順次昨日ノ御詫ノ
ヤウニ物納シマスト、殘リマスルモノ
ハ非常ニ換金價値ノナイモノニナツ
テシマヒ、今後ノ事業トカ仕事ノ上ニ
於テ差支ヲ生ズルコトハ當然ト思ヒマ
スシ、又戰災ニ依シテ家屋ヲ燒失シタ
者デ、家財、什器、衣類等ヲ燒失シタ
者ニ付バハ、一人五千圓財產價額ヨリ
引クト云フコトダケデハ非常ナル無理

シタ者トニ雲泥ノ差異ト申シマスカ、非常ニ違ヒノアルコトハ御承知ノ通りデアリマスガ、此ノ國民生活ニ差支ヘルコトハ當然出テ來ルト思フノデアリマス、此ノ場合、ドウカ取扱ノ稅務署ノ方ニ溫情アル取扱ヒ、所謂國民ガ生活ノ出來得ルヤウニ一ツ御取扱ヒ願ツテ、相當ノ斟酌ヲセラレルヤウニ特ニ御願ヒシマシテ、私ハ此ノ質問ヲ打切リマス。

○政府委員(池田勇人君) 戰災者ノ控除ニ付キマシテハ、御詫誠ニ御尤モデゴザイマシテ、課稅ニ當リマシテハ十分注意致シタイトト考ヘテ居リマス。

○委員長(三土忠造君) 五十萬圓以下ト以上ト區別シタノハドウ云フ譯デスマカラ、金額ア五分ナラ五分ト云フ風ニシカラ宣イデヤナインデスカ

○政府委員(池田勇人君) ソレハ五十萬圓以上トナルト金額ガ大キクナリマスカラ、一千萬圓ダト五十萬圓、五百萬圓ダト二十五萬圓ト云フ風ニ比例的ニ行カナイト思ヒマスノデ、是ハ何處迄モ抽速主義デス

○子爵瀬鷗安光君 私質問致シタイコトハ、昨日ト今日デ殆ド終ツテ居リマスノデ、後ノ方ニ御議リ致シマス

○板谷順助君 此ノ動産、不動産ノ調查時期、申告ノ時期、徵收ノ時期ガ大體豫定サレテ居ルト思フノデアリマスガ、ソレヲ御知ラセ頤ヒタイト思ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 申告ノ時期ハ只今ノ處、一月十五日ト豫定致シテ居リマス、納期限ハ一箇月後ト云フコトニナルト思ヒマス、デ、只今ノ處一番ニナラツテ居リマスカラ二月ノ十五日

三月三日現在デ分ツテ居リマス、サワシテ評價ノ基準ヲ、議會ヲ通過致シマシタラ、直チニ専門委員會ニ掛ケマシテ決メテ發表致シタイト思ツテ居リマスが、唯株價ノ問題ニ付キマシテハ、御承知ノ通りニ評價基準ヲドウスルカ、未拂込ノ問題ハドソナルカ、是ガ餘程重大ナ問題デゴザイマシテ、此ノ整理ガ出来ルダケ早ク着クヤウニ、關係方面ニモ言ツテ居リマスルガ、如何ニ早クテモ十一月以前ニ決ルト云フコトハ、ナカノムヅカシイト思ヒマス、我々ノ方テハ大體ノ評價基準ヲ作りマシテ、今年ノ七月頃カラ各會社ニ付キマシテ、一應ノ調査ヲ今進メツアリマス、評價基準が決リマシタラ、ソレニ基イテ、我々ノ見タ所ヲ格上スルトカ格下スルト云フコトニ依ツテ、十一月一杯デ評價基準が決リ準備が出来レバ、今年中十二月末ニハ、各會社ノ株價ヲ財產稅ノ課稅價格ト致シマスト、先程申上ゲマシタ一月十五日ノ申告ハナカノムヅカシイノデアリマス、マス、之ヲ延シマスト今年度ノ歲入ニナリマセヌノデ、其處ガ一月十五日ノ申告ノ非常ヲ憚ミノ點アリマス、出来ルダケ早く關係方面トモ折衝致シテ、評價基準ヲ決メテ會社ノ資產ヲ定メル手配ヲ執リタイト、斯ウ考ヘテ居リマス

○政府委員(池田勇人君) 物等財産ノ種類竝ニ納稅シ得ル範圍デアリマスル
ガ、物納財產ハ現金、預貯金^ヲ以テ納
稅スルコトガ困難ナ場合ニハ
○板谷順助君 私ハ御尋ねシニ居ルノ
ハサウ云フ意味デハアリマセス、先ツ
第一ニ、現金、第一封鎖、ソレカラ公
債、ソレカラ第二封鎖ガドノ順序ニナ
ルノカ、或ハ又三月三日以後ニ所有シ
タ公債ガドウ云フ順序デ納マルコトニ
ナルカ、ソレヲ仰シヤツテ戴キタイト
云ノ意味デス

○政府委員(池田勇人君) 第二封鎖預
金ハ別ニ考ヘマシテ、第二封鎖預金ニ
課稅ニナリマシタ財產稅ハ第二封鎖預
金カラ別個ニ納稅致スコトニシテ居リ
マス、サウシテ第三封鎖預金ヲ除キマ
シタ財產ニ付キマシテハ、三月三日ニ
所有ナサフテ居ラレル國債、不動產等
ガ納稅ニ充テラレルノデゴザイマス、
調査時期後ニ取得サレマシタ財產^ヲ以
テノ物納ハ原則トシテ認メナイコトニ
致シテ居リマス

○板谷順助君 サウスルト、今ノ御説
ニ依ルト三月三日以後ニ所有シタ其ノ
公債ハ一切認メナイ、斯ウ云フ御説デ
スカ

○政府委員(池田勇人君) 左様デゴザ
イマス、唯讓渡命令ニ依リマシテ、政
府ガ交付シタ公債ハ是ハ三月三日ノ財
產ガ公債ニ變ツタノデゴザイマスカ
ラ、是ハ認メテ行キタイト思ヒマス
ガ、一般市場デ御買ニナリマシタ公債
ハ、財產稅ノ物納ニハ充テナイト云フ
ヤウニ致シタイト思ツテ居リマス

○板谷順助君 第二封鎖預金ハドウ云
フ順序ニナリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 第二封鎖預
金ハ別個ニ第一封鎖預金ニ課稅ニナリ

チ第二封鎖預金ガ五十萬圓ゴザイマスル、即
ト、其ノ五十萬圓ヲ上積ミニ致シマシテ
テ、課稅金額三十萬圓ト云フ時ニハ五
十萬圓ノ内カラ三十萬圓ノ小切手ヲ
切リマシテ納稅ニ充テル、外ノ財產ト
ハ別個ニ取扱ヒタイト思ツテ居リマス
○板谷順助君 只今ノ御説明ニ依ルト、
先づ第一ニ現金、第一封鎖預金ヂル九
二億圓ヲ鑑定サレ居ルヤウデアリマ
スガ、御承知ノ通り第一封鎖一萬五千
圓ト云フモノハ、生活費ノ意味ニ於テ
是ハモウ別ニナツテ居ル、後ハ第二封
鎖ニナツテ居ル、ソレカラ又現金ト言
ヒマシテモ、三月三日以後新圓ヲ持ツ
テ居ル者ハ、恐ラクハ十萬圓以上ノ財
產ヲ持ツテ居ル人々ハ、サウ大シタ
現金所有ノ方ハナイト思フ、所謂新聞
ヲ現在持ツテ居ルノハ農民、漁民或ハ
開商人、是ガ大體デス、又貸金係給者ハ
ノ人達モ、恐ラクハ十萬圓以下ノ納稅
者デアルトスレバ、大體此ノ九十二二億
ヲ豫定サレタノハ、ドウ云フ御見透シ
デ豫定サレタノデスカ

澤山持ツテ居ラレル方ハ、大藏省ノ不動産評價委員會ノ評價ガドノ程度ニルカ、ソレガ非常ニ低カツタ場合ニハ、物納ヲ致シマスト、非常ト損ニナル、斯ウ云フヤウナ考ヘ方ノ下ニ、或程度財産ヲ處分セラレツ、アル傾向ガ見エルノデゴザイマス、サウ云フ點ヲ勘案致シマシテ、又家屋ノ課稅價格ハ幾ツニ決ルカ分リマセヌカラ、兎ニ角相當財產稅納付ノ爲ニ財產ノ處分ガ行ハレツクアル等ヲ想像致シマシテ、斯ク見込ンダ次第デゴザイマス。

○板谷順助君 恐ラクハ、アナタノ目込ハ私ハ外レルト思ヒマス、兎ニ角萬五千圓ノ生活費トシテ第一封鎖ニ府ガ認メテ居ル此ノ金ハ、何ト云ツカカラ、第一封鎖ノ預金ヲ此ノ納稅ニモロテルト云フコトハ私ハ無理ダト思フ、從ツテ結局物納ト云フコトニナル、物納ト云フコトニナルノデアリマスガ、此ノ點ニ付、サツキ株式ノ問題ガアリマシタノデ、恐ラクハ三月二日ニハヨロ株價ガ大變動ガアツタ云フコトハアルカト云フコトノ御計算ニナルノガトガ此ノ法文ニアリマスル以上ハ、其他ノ關係ニ於キマシテ、先程ノ御辯ガ私ハツキリシナカツタノデアリ調査時期ニ於テ其ノ株價ガ幾ラン値ノアリタル等ヲ御考ヘニナツテ居リマスカ

○政府委員(池田勇人君) 現金、第一
封鎖預金二付キマシテノ收入見込ガ、
度々申シマシタヤウニ本當ニ「ラフ」ナ
見込デアリマシテ、私ノ見込ガ非常ニ
遠ワト云フコトモアルカモ知レマセヌ
ガ、私ハ大體其ノ位ハ入ツテ來ルト云
フコトヲ期待致シテ居リマス、次ニ株
價ノ評價ヲ三月三日ニスルノガ當然ア
ナイカト云フ御話デザイマスガ、誠
ニ御尤モナ御談論デゴザイマスルガ
○板谷順助君 三月三日ニスルノガ當
然トハ言ヒマセヌ

○政府委員(池田勇人君) 其ノ原則ニ
從フノガ宜イノヂヤナイカ

○板谷順助君 イヤ、三月三日ニ總テ

ノ所有株ヲ届ケテ居ルデセウ、處ガ唯

表面ヲ見レバ、所謂拂込五十圓、或ハ

百圓ト云フ株ナシダ、ソレガ中ニボロ

株セアリ、值ノナイ株モ政府ハ届ケロ

ト云フノデアルカラ、恐ラクハ納稅者

ガ當然デナイカ、斯ウ云フ意味ノ質問

○政府委員(池田勇人君) 此ノ株價ノ

評價ニ付キマシテハ、三十條ノ第三項

ニ規定ヲ致シテアリマス、正確ヲ期ス

ル爲ニ讀ンデ見マス「株式その他の出

資の價額は、命令の定めるところによ

り、その取引價額、當該法人の資産及び

収益の狀況、類似の他の法人の株式そ

の他の出資の取引價額等を參照して定

めたものによる。ト、斯ウ規定致シマ

シテ、調査時期トハ言ヒテ居リマセヌ、

而シテ此ノ「命令の定めるところによ

り、ト申シマスノハ、是ハ大藏大臣ノ指

○板谷順助君 其ノ株價ヲ決メルニ付

ダト、斯ウ考ヘ居リマス

○板谷順助君 其ノ株價ヲ決メルニ付

ダト、財產評價審査委員會ト云フモノ

ガアルノデスガ、之ニ御掛ケニナリマ

スカ、是ハドレ請問機關アリマスケ

モ、詰リ何デスカ、期間ニ依ツテ定メ

ルコトニナルノデスカ、稅務署長ガ遠ツ

居リマス、又其ノ間ニ軍需補償打切

リ、其ノ他一聯ノ非常ニヒドイ施策ガ

執ラレマシタ爲ニ、却テ其ノ施策後ノ

狀況ニ依ツテ決メタ方ガ適當デアル、

所謂納稅者ガ其ノ方ガ實際ニ即シ、納

稅シ易イダラウト云フ考デ、斯ク株式

ニ付キマシテ、調査時期ニ依ラナイコ

トニ致シタノデゴザイマス

○板谷順助君 大藏大臣ノ命令ニ依ツ

テ定メタ時期ト云フノガ何時デアルカ

分ラヌガ、恐ラクハ私ハ今申上ゲマス

ル通り、三分ノ二以上ハ物納ダト思

フ、又物納スル人ハ延納ヲ希望サレテ

居ルト思フガ、併シ尙一割ノ利子ヲ附

ケラレルノデ、斯ウ云フ馬鹿ゲタ利子

ガアルベキ筋ノモノデナイト思フガ、

ソレハ鬼ニ角トシテ、此ノ命令ニ依リ

マスト云フト、延納シタ場合ニ於テハ、

稅務署長ニ於テ確實ト認メタル有價證

券、斯ウ云フ文字ガアル、確實ト認メ

タモノ、サウスルト、反對ニ考ヘルト云

於テノ實際ノ其ノ株價ヲ斟酌スルコト

ガ當然デナイカ、斯ウ云フ意味ノ質問

○政府委員(池田勇人君) 此ノ株價ノ

評價ヲスルニ付テハ、今私ガ中

シタ通り、法文ニ調査時期ト云フコト

ノ明文ガアリマス以上ハ、調査時期ニ

於テノ實際ノ其ノ株價ヲ斟酌スルコト

ガ當然デナイカ、斯ウ云フ意味ノ質問

○政府委員(池田勇人君) 此ノ株價ノ

評價ヲスルニ付テハ、今私ガ中

シタ通り、法文ニ調査時期ト云フコト

ノ明文ガアリマス以上ハ、調査時期ニ

於テノ實際ノ其ノ株價ヲ斟酌スルコト

ガ當然デナイカ、斯ウ云フ意味ノ質問

○政府委員(池田勇人君) 此ノ株價ノ

評價ヲスルニ付テハ、今私ガ中

シタ通り、法文ニ調査時期ト云フコト

ノ明文ガアリマス以上ハ、調査時期ニ

於テノ實際ノ其ノ株價ヲ斟酌スルコト

ガ當然デナイカ、斯ウ云フ意味ノ質問

○政府委員(池田勇人君) 只今ノ處大

藏省ニ置キマス株價等評價委員會ニ

付キマシテハ、是ハ資本金一千萬圓以

上ノ會社ヲ大藏省ニ決メタイ、而シテ

付

約シタ場合ニ於キマシテハ、殆ド半分モ取レナイ、斯ウ云フ問題ガアルノデスガ、是ハドウ云フ風ニ御取扱ニナリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 此ノ七條ハ保険契約ノ場合ニ、誰ノ財産カ、斯ウ云フコトヲ決メルノガ第七條デザイマス、斯カル場合ニ、其ノ評價ヲドウスルカト云フノガ三十二條ノ規定デゴザイマス、保険契約三萬圓デザイマシテ拂込済保険料ガ、例ヘバ一萬二千圓ト云フ場合ニ於キマシテハ、拂込済ノ保険料ノ六掛財産價額トシテ計算スルノデゴザイマス

○片岡直方君 議事進行ノコトデ質問テ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスシテ宜シウゴザイマスカ

○委員長(三土忠造君) ドウゾ

○片岡直方君 先程私、質問ヲ留保シテ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスガ、委員長ニ於テ御取計ヒラシテ戴キタ伊思ヒマス

○板谷順助君 次ニ伺ヒタイノハ、第二十五條ニ「土地又は家屋の價額は、その貯貨價格に一定の倍数を乗じて算出した金額による。」ト云フコトガアリマスガ、此ノ一定ノ倍数ト云フノハ、何カ基準ガアリマスカ、次ニ土地ノ權利金、即チ借地權ノ價格モソレト同様ニ一定ノ倍数ヲ乘ジテ算出シタ金額ニ依ル、例ヘバ一例ヲ申上ダマスト、東京都ノ銀座方面ニ於キマシテ権利金ヲ一坪一萬圓乃至ソレ以上モ取ツテ居ルト云フヤウナ狀態トコトガザイマス、斯ウ云フモノハドウ云フヤウナ算出ヲナサル御考ヘデスカ、一定ノ所謂倍數ニ依テト云フ、其ノ基準ハ何處ニアリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 其ノ一定ノ

倍數トハ、次ノ二十六條ニ掲ゲテアリマス、即チ「前條第一項の一定の倍數」マス、斯カル場合ニ依テヤル方法モアル位ノ云フコトハ、是ハドウカト思ノ、サウセマシテ拂込済保険料ガ、例ヘバ一萬行地、都、ヲ單位ニ決メタイト思ヒマス、斯カル場合ニ、其ノ評價ヲドウスルカト云フノガ三十二條ノ規定デゴザイマス、保険契約三萬圓デザイマシテ拂込済保険料ガ、例ヘバ一萬二千圓ト云フ場合ニ於キマシテハ、拂込済ノ保険料ノ六掛財産價額トシテ計算スルノデゴザイマス

○片岡直方君 議事進行ノコトデ質問テ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスシテ宜シウゴザイマスカ

○委員長(三土忠造君) ドウゾ

○片岡直方君 先程私、質問ヲ留保シテ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスガ、委員長ニ於テ御取計ヒラシテ戴キタ伊思ヒマス

○板谷順助君 次ニ伺ヒタイノハ、第二十五條ニ「土地又は家屋の價額は、その貯貨價格に一定の倍数を乗じて算出した金額による。」ト云フコトガアリマスガ、此ノ一定ノ倍数ト云フノハ、何カ基準ガアリマスカ、次ニ土地ノ權利金、即チ借地權ノ價格モソレト同様ニ一定ノ倍数ヲ乘ジテ算出シタ金額ニ依ル、例ヘバ一例ヲ申上ダマスト、東京都ノ銀座方面ニ於キマシテ権利金ヲ一坪一萬圓乃至ソレ以上モ取ツテ居ルト云フヤウナ狀態トコトガザイマス、斯ウ云フモノハドウ云フヤウナ算出ヲナサル御考ヘデスカ、一定ノ所謂倍數ニ依テト云フ、其ノ基準ハ何處ニアリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 其ノ一定ノ

倍數トハ、次ノ二十六條ニ掲ゲテアリマス、即チ「前條第一項の一定の倍數」マス、斯カル場合ニ依テヤル方法モアル位ノ云フコトハ、是ハドウカト思ノ、サウセマシテ拂込済保険料ガ、例ヘバ一萬行地、都、ヲ單位ニ決メタイト思ヒマス、斯カル場合ニ、其ノ評價ヲドウスルカト云フノガ三十二條ノ規定デゴザイマス、保険契約三萬圓デザイマシテ拂込済保険料ガ、例ヘバ一萬二千圓ト云フ場合ニ於キマシテハ、拂込済ノ保険料ノ六掛財産價額トシテ計算スルノデゴザイマス

○片岡直方君 議事進行ノコトデ質問テ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスシテ宜シウゴザイマスカ

○委員長(三土忠造君) ドウゾ

○片岡直方君 先程私、質問ヲ留保シテ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスガ、委員長ニ於テ御取計ヒラシテ戴キタ伊思ヒマス

○板谷順助君 次ニ伺ヒタイノハ、第二十五條ニ「土地又は家屋の價額は、その貯貨價格に一定の倍数を乗じて算出した金額による。」ト云フコトガアリマスガ、此ノ一定ノ倍数ト云フノハ、何カ基準ガアリマスカ、次ニ土地ノ權利金、即チ借地權ノ價格モソレト同様ニ一定ノ倍数ヲ乘ジテ算出シタ金額ニ依ル、例ヘバ一例ヲ申上ダマスト、東京都ノ銀座方面ニ於キマシテ権利金ヲ一坪一萬圓乃至ソレ以上モ取ツテ居ルト云フヤウナ狀態トコトガザイマス、斯ウ云フモノハドウ云フヤウナ算出ヲナサル御考ヘデスカ、一定ノ所謂倍數ニ依テト云フ、其ノ基準ハ何處ニアリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 其ノ一定ノ

倍數トハ、次ノ二十六條ニ掲ゲテアリマス、即チ「前條第一項の一定の倍數」マス、斯カル場合ニ依テヤル方法モアル位ノ云フコトハ、是ハドウカト思ノ、サウセマシテ拂込済保険料ガ、例ヘバ一萬行地、都、ヲ單位ニ決メタイト思ヒマス、斯カル場合ニ、其ノ評價ヲドウスルカト云フノガ三十二條ノ規定デゴザイマス、保険契約三萬圓デザイマシテ拂込済保険料ガ、例ヘバ一萬二千圓ト云フ場合ニ於キマシテハ、拂込済ノ保険料ノ六掛財産價額トシテ計算スルノデゴザイマス

○片岡直方君 議事進行ノコトデ質問テ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスシテ宜シウゴザイマスカ

○委員長(三土忠造君) ドウゾ

○片岡直方君 先程私、質問ヲ留保シテ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスガ、委員長ニ於テ御取計ヒラシテ戴キタ伊思ヒマス

○板谷順助君 次ニ伺ヒタイノハ、第二十五條ニ「土地又は家屋の價額は、その貯貨價格に一定の倍数を乗じて算出した金額による。」ト云フコトガアリマスガ、此ノ一定ノ倍数ト云フノハ、何カ基準ガアリマスカ、次ニ土地ノ權利金、即チ借地權ノ價格モソレト同様ニ一定ノ倍数ヲ乘ジテ算出シタ金額ニ依ル、例ヘバ一例ヲ申上ダマスト、東京都ノ銀座方面ニ於キマシテ権利金ヲ一坪一萬圓乃至ソレ以上モ取ツテ居ルト云フヤウナ狀態トコトガザイマス、斯ウ云フモノハドウ云フヤウナ算出ヲナサル御考ヘデスカ、一定ノ所謂倍數ニ依テト云フ、其ノ基準ハ何處ニアリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 其ノ一定ノ

倍數トハ、次ノ二十六條ニ掲ゲテアリマス、即チ「前條第一項の一定の倍數」マス、斯カル場合ニ依テヤル方法モアル位ノ云フコトハ、是ハドウカト思ノ、サウセマシテ拂込済保険料ガ、例ヘバ一萬行地、都、ヲ單位ニ決メタイト思ヒマス、斯カル場合ニ、其ノ評價ヲドウスルカト云フノガ三十二條ノ規定デゴザイマス、保険契約三萬圓デザイマシテ拂込済保険料ガ、例ヘバ一萬二千圓ト云フ場合ニ於キマシテハ、拂込済ノ保険料ノ六掛財産價額トシテ計算スルノデゴザイマス

○片岡直方君 議事進行ノコトデ質問テ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスシテ宜シウゴザイマスカ

○委員長(三土忠造君) ドウゾ

○片岡直方君 先程私、質問ヲ留保シテ居リマス件ニ付キマシテ、幣原國務大臣ノ御出席ヲ要求スルノデアリマスガ、委員長ニ於テ御取計ヒラシテ戴キタ伊思ヒマス

○板谷順助君 次ニ伺ヒタイノハ、第二十五條ニ「土地又は家屋の價額は、その貯貨價格に一定の倍数を乗じて算出した金額による。」ト云フコトガアリマスガ、此ノ一定ノ倍数ト云フノハ、何カ基準ガアリマスカ、次ニ土地ノ權利金、即チ借地權ノ價格モソレト同様ニ一定ノ倍数ヲ乘ジテ算出シタ金額ニ依ル、例ヘバ一例ヲ申上ダマスト、東京都ノ銀座方面ニ於キマシテ権利金ヲ一坪一萬圓乃至ソレ以上モ取ツテ居ルト云フヤウナ狀態トコトガザイマス、斯ウ云フモノハドウ云フヤウナ算出ヲナサル御考ヘデスカ、一定ノ所謂倍數ニ依テト云フ、其ノ基準ハ何處ニアリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 其ノ一定ノ

シテ、先づ第一ニ先祖傳來多年ノ間住居シタ家ヲ放スト云フコトハ誠ニ心苦シイ、又空ケロト言ツテモ恐ラクハ三年ヤ五年ハ頑張ツテ空ケナイ人々ガ多イト思フノデアリマス、ソコニ對スル取扱ニ付キマシテハ、例ヘバ勸業銀行其ノ他ノ銀行ヲ利用致シマシテ、低利資金ニ依ソテ之ヲ順調ニ納メ得ルト云フ其ノ手段ヲ政府ガ積極的ニ御採リニナルベキモノデハナイカト思フノデアリマス、處ガ、先程主税局長ノ御答辯デハ、或ハサウ云フヤウナ場合モアリ得ルト云フヤウナ、極メテ簡單ナ御答辯デアリマシタガ、大藏大臣ト致シマシテハ、今日ノ世ノ中ノ變化情勢ニ應ジテ、之ヲ積極的ニサウ云フ手段ヲ御教リニナルベキモノデヤナイカ、實ハ委員會ノ空氣ガ或程度迄但書ヲ附ケテ修正シタラドウダト云フヤウナ御意見も相當ニアリマスルノデ、之ニ對スル大臣ノ御答辯ヲ伺ヒタイト思ヒマス。

「フレ」問題ニ付キマシテモ、必要ダト
思ヒマスガ、住宅ノ如キハ確ニ御話ノ
ヤウナ困難ガアリマス、其ノ場合モ亦
十分ニ考ヘテ居リマス
○板谷頼助君 ソレハ大臣、委員會ノ
空氣ハ、アナタガ十分ニ御考ニナツテ
居ル、或ハ研究シテ居ルト云フ程度デ
ヤ、満足ヲ議員諸君ハ致シマセヌ、場
合ニ依ツテハ但書ヲ入レテ、サウシテ
所謂自分ノ先祖傳來ノ財産、或ハ自分
ノ住宅ヲ保護スル爲ニ、之ヲ積極的ニ
今申上ゲマスルヤウニ、場合ニ依ツテ
ハ但書ヲ入レルト云フ迄ノ空氣デアリ
マス、デアルカラ、今アナタガ研究ス
ルトカ、或ハ場合ニ依ツテハト云フヤ
ウナ御意見デハ満足致シマセヌ、若シ
サウ云フヤウナ御答辯デアルトスルト
云フト、或ハ此ノ委員會ニ於テ今申上
ゲルヤウニ、但書ヲ入レテ修正スルカ
モ知レマセヌ、モットシツカリシタ御
言明ヲ願ヒマス

ノ評價ニ付ギマシテハ、三月三日ヲ基準ニスルト云フ初メニ御話アソタ、是ハ要スルニ今申シマスヤウニ、主税局長トシテハ税ヲ徵本位デ御考ニナツタコトト思フ、併シナガラ其ノ後ノ更ニ御答辯ニ依ルト云フト、調査時期、即チ所謂政府ニ於テ調査時期ニ於ケル其ノ當時ノ評價ヲ斟酌ヲスル、斯ワ云フ御答辯ガアツタノデアリマスガ、三月三日ノ政府ノ所謂有價證券ヲ届出ヲシタ場合ニ於キマシテハ、殆ドボロ株同様デ、値打ノナイ、或ハ又其ノ後ニ於ケル所ノ補償打切り、或ハ財産税ノ徵收其ノ他ノ關係ニ於キマシテ、重大ナ變化ガ今日來テ居ルノデアリマスルガ、此ノ點ニ付キマシテ、或ハ既ニ或程度ノ御答辯ニナツテ居ルカモ知レマセヌガ、此ノ機會ニモウ一過ニツ其ノ方針ニ付テハツキリ御答辯ヲ一ツ御願ヒシタイト思ヒマス

イノデアリマスガ、先刻主税局長ニ御的ガ奈邊ニアルカ、ソレノ御答辯ニ依リマスト、「インフレ」防止ト云フ意味モ含マレテ居ルノデアル、私ハ色々御話シシテ含マレテ居ルト言ウテモ、實際ハ遠ツテ居ルト思フ、ソレハ議論タツタノデ、私ハソレハ撤回致シマシタ、何時迄マツテモ切りガアリヤセヌカラ、ソレデ、ソレナラバ此ノ理由書ニアリマス通り、財産税ノ終ヒニアリマス通り、「緊要な國庫收入を確保するとともに、富の均衡化」、斯ウ云フヤウニ書イテアルノダカラ、詰リ財産税ト云フノハ富ノ再分配、歳入ノ不足填補、斯ウ云フコトニ考ヘラレマスカドウカ、ソレハ正ニ其ノ通りダ、斯ウ云フ御答ガアリマシタ、ソコデソレニ關聯シテ御尋ネシタインデアリマス、サウフ風ニナツテ參リマスルト、私ガ特ニ御質問シタイコトハ、富ノ再分配ト云フコトヲ考慮シテ居フレルト云フコトナラバ、特ニは重大ナコトデアリマスカラ、明確ニ御答フ願ヒタインデアリマスガ、將來我ガ國ニ於テハ貧富ノ懸隔ト云フモノヲ絶対ニクナスト云フ根本的ノ御考ヘデアルノカドウカ、ソレカラ經濟ノ民主化ト云フノハ、富メル者ノ存在ヲ認メナイコトニナルノカドウカ、ソレカラ資本主義經濟ニ對シテ、ドノ程度ノ社會主義理念ヲ織り込マウツスル考デアルノカ、此ノ點ハ特ニ重大ナコトデアリマシテ、今日ノ時代ニ於キマシテ、政府ノ御答辯ヲ拜聴シテ居リマスルト、ドウモ明確ナ御理想ガナイヤウニ思ヒマス、例へば色物價ノ問題ヲ質問致シマシテモ、闇値ト④ノ間ト云フヤウナ風デ、何カ斯ウ中間ヲ行ツテ居ルヤウナ風ニ聞エ

ルノデアリマスガ、現代ニ於キマシテ
ハ此ノ問題ハ特ニ重大デアリマスノ
デ、一ツ日本トシテ現在ノ政府トシテ
ハハツキリト明確ニ、資本主義デ行ク
ノカ、或ハ社會主義デ行クノカト云フコ
トノ明確ナ方針ヲ一ツ御示シワ願ハナ
イト、非常ニ今ノ時代ハ唯中間ヲ行ク
ノダ、兩方ヲ突キ合ハシテ行クノダト
云フコトデハ、國民ハ納得シナイト思
フノデアリマス、モウ其處迄來テ居ル
ヤウニ私ハ考ヘマスノデ、之ヲ特ニ大
藏大臣ニ一ツ明確ニ御答辯ヲ願ヒタイ
ノデアリマス、ソレカラ政府ハ、我が
國將來ノ經濟界並ニ國民生活ヲ、ドウ
云フ政治思想ノ下ニ指導シテ行クノカ
ト云フコトニ付テノ明確ナ御方針モ承
リタイ、ソレカラ又米國其ノ他ノ所謂
「デモクラシー」國家ト云フノハ、富ノ
偏在トカ不均衡ヲ是正スル爲ニドンナ
政策ヲ執ツテ居ルノカ、之ニ付テモ併
セテ明確ナ御答ヲ願ヒタイノデアリ
マス

ウ言ツテモ、其ノ資本主義ニモ色々アリマスカラ、社會主義、資本主義ノ定義ガ世界中ニ何十トアルサウデアリマスカラ、其ノ解釋如何ニ依ツテハ色々ナカルカモ知レマセヌガ、大體マア私共ノ考ハ、個人ノ「イニシアチヴ」ヲ認メテ居ル、モウ一つ具體的ニ申セバ、私有財産ヲ認メテ居ル、其ノ建前テ經濟ヲ營ンデ行ク、併シナガラ其ノ中ニハ現ニ國有鐵道ノ如キモノモアルノデアリマスガ、公共ノ利益ニ關スルモノニ付テハ、私有財產ヲ認メルト言ヒナガラ、ソレヲ公營、或ハ國有營業ニスルト云フコトハ、是ハモアリノデアリマスガ、公共ノ利益ウ今更デアリマセヌ、過去カラノ流レデアリマス、デスカラ、之ヲ若シ修正資本主義トデモ云フ言葉ヲ使フナラバ、修正資本主義ト云フ言葉デ、曖昧デアリマスガ、使フナラバ、或ハ修正資本主義ト申シテ宜イカモ知レマセヌ、大體其ノ程度ノ立場ニ我々ハ今立テ居リマス、ソレカラ今後ノ國民ヲ指導スル政治思想ト云フ御尋ハ、實ハ國有營業ニスルト云フコトハ、是ハモアリノデアリマスガ、是ハ私ハ自由主義、「デモクラシー」ト理解スル、正シイ意味ノ個人主義、其ノ立場デ我々ハ今後、指導ト云フカ何ト云フカ知リマセヌガ、ソレヲ英國ノ「デモクラシー」、マア「アメリカ」左派ナ立場ニ立ツテ居ルト私ハ信ジテ居リマス、ソレカラ最後ノ「アメリカ」斯ウ思フノデアリマス、是ハ述記ヲ止付テノ御意見ヲ承リタイ

○國務大臣(石橋湛山君) 前半ハ御質問デヤアリマセヌガ、ソレハマア片岡さんノ仰ツシヤルコト同感デアリマスト云フヤウナ云フコトハ、是ハ左ナカモサウ云フコトハ近クヤラレナケレバナラヌカト思ヒマスケレドモ、「アンチ・トラスト」法トカ云フヤウナコトデ、直接ニ貧富ノ懸隔ナクナカスト云フヤウナ、「ドラスチック」ナ方法ハ大シテ執ツテ居ラヌト思ヒマスガ、マア色々ナ側面カラ富ノ分配ヲ成ルベク衡平ニシヨウ、國民ノ收入ヲ平衡ニシヨウ、斯ウ云フ努力ハ、是モ今更デナク長クヤツテ居リマスガ、矢張リ日本ニ於テモ、マア少クモ當分ノ日本ノ社會ト云フモノハ、左様ナ行キ方デ参ルベキモノダ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○片岡直方君 ドウモ、モウ一つ私御答辯ガハツキリセヌヤウニ想フ、ソレデマア議論シテ居ツテモ仕様ガナイノデスガ、先程モ申上ゲマシタ通りニ、今ノ現代ハ非常ニムツカシイ時デアリマシテ、寧ロ積極的ニ方針ヲ、今ハサウ云フ御答辯デ宜イノカモ知レマセヌガ、本當ニ一つ政府トジテハハツキリトシタ明確ナ指導方針ヲ御立テニナルト云フコトガ、非常ニ必要ニナツテ來タシテヤナイカ、斯ウ云フ風ニ私ハ感

○片岡直方君 此ノ問題ニ付テハ議論結果カラ申セバ、今日色々ノコトヲヤツテモ、矢張リ一應此ノ財閥解體ト云コトガ非常ニ強ク、從ツテ獨占資本ト言ヒマスカ、獨占資本ノ排撃ト云フコトガ非常ニ強ク氣持ノ中ニアルト思ヒマス、是ハコチラへ來テ居ル司令部ノ人達ガ必ズシモ考ヘテ居ルト云フダケデナク、或ハ來テ居ル人達ハ日本ノ實情ヲ知ツテ、寧ロ違フ考ヲ持ツテ居ルモアルヤニ私ハ考ヘマスケレドモ、矢張リ「アメリカ」ノ輿論、若シクテ今外出サレタヤウデスガ明日ニデモフコトニ御計ヒニナリマスカ

○黒田英雄君 私ノ御尋ネ致シマスコトハ、必ズシモ大藏大臣ノ御答辯ヲ得ナクテモ宜イノデアリマスガ、併シ大藏大臣ニ是非聽イテ戴キタイトと思コトガアルノデアリマス、先日來ノ各委員ノ質問應答ニ依リマシテ、財產稅ノ課稅ノ目的トナリマスル財產ニ付キマシテハ、土地建物ノ如キ其ノ價格ノ標準ガ貨貸價格ノ一定ノ割合ト云フコトアリマシテ、ドレ程デアルカト云フコトモマダ分ラナイヤウナ狀況デアルノデアリマス、其ノ他只今ノ板谷委員ノ御質問ニ依リマシテモ、株價ノ如キモノモナカト思ツテ居マスケレドモ、マダ潰レテ居ナ

云フ風ニシヨウト考ヘテ居ルカ、之ニトハ、チヨツト此處デ詳細ナコトヲ申上ゲ兼ネマスガ、マア今迄ノヤリ方ハ、大シテ顯著ナコトハ「ド拉斯チック」ノコトハナイト思ヒマスガ、併シナガラナラヌカト思ヒマス、東京都内デ申シマシテモ、例ヘバ昔カラ繁華テアツタ日本橋、京橋邊ノ倍數ト、新市域即チ世田谷、杉並ノ

シナガラ生活費ノ確保デアリマス

カ、或ハ同ジコトデアリマスガ、最低

シテ努力致シタイト居ヒマス、ソレカ

ノ者ト接觸シ、又政府ニ入リマシテカ

ス、併シ是ハ惡意ヲ持ツテ居ルトハ思

テ、ニ段階ニ實ハナツテ居リマセヌガ、

居内デ折々サウ云フ話ハシテ居リマシ

テ、ハツキリシタ方針ヲ立テル積リデ

居リマスガ、尙一層ハツキリサセルコ

トニ努力致シタイト居ヒマス、ソレカ

ラ米國ガ日本ニ對シテ居リマス

ガ、マア色々ナ側面カラ富ノ分配ヲ成

ルベク衡平ニシヨウ、國民ノ收入ヲ衡

平ニシヨウ、斯ウ云フ努力ハ、是モ今更デナク長クヤツテ居リマスガ、矢張リ日本ニ於テモ、マア少クモ當分ノ日本ノ社會ト云フモノハ、左様ナ行キ方

ハ聽イタ諾デアリマセヌカラ、向フニドウ云フ積リダト言ハベ、極リ切ツ

居ルカト云フコトハ、實ハサウ明確ニ

シタコトハ私カラ申上げ兼ネルノデス

ガ、私ナドガ民間ニ居リマシテ、向フ

ノ者ト接觸シ、又政府ニ入リマシテカ

ス、併シ是ハ惡意ヲ持ツテ居ルト思

テ、ニ段階ニ實ハナツテ居リマセヌガ、

居内デ折々サウ云フ話ハシテ居リマシ

テ、ハツキリシタ方針ヲ立テル積リデ

居リマスガ、尙一層ハツキリサセルコ

ト、ソレカラ日本ヲ再興サセルト云フコトトガ兩方結附イテ居リマスカラ、我々カラ見ルト、其處ニ何カ矛盾ヲ生

ズルヤウナコトガアル、サウ云フ點ハ無イカ、是ハマア私ノ想像デアリマスカラ、サウデアルト斷言ハ出來マセヌガ、只今私ノチヨツト感ジテ居リマス

トトガ兩方結附イテ居リマスカラ、此ノ總額

ハドウ云フ風ナ基礎ニ依ツテ御算出ニナツタノデアリマスカ、先程申シマシ

タヤウニ、マダ住宅、土地等ニ付テモ、ドレ位ノ倍數ト云フコトモ分ラヌ

ト云フ御説明デアルニ拘ラズ、之ヲ御

算出ニナツテ居ルノデアリマスカラ、恐ラクハ凡ソ賃貸價格ノ何十倍ト云フコトヲ標準ニシテ出サレタノヤナ

カト思フノデアリマス、先ゾ第一ニ此ノ點ノ御説明ヲ伺ヒタノトキ、

カト思フノデアリマスガ、只今ノ處

地ニ付キマシテハ、三百五六十圓程度、斯ウ云フ風ナ全體のノ見方デ、一

體一坪百六十圓程度、町制地ニ付キマシテハ、二百三四十圓程度、市制施行地ニ付キマシテハ、三百五六十圓程度、斯ウ云フ風ナ全體のノ見方デ、一

體一坪百六十圓程度、町制地ニ付キマシテハ、二百三四十圓程度、市制施行

地ニ付キマシテハ、三百五六十圓程度、斯ウ云フ風ナ全體のノ見方デ、一

體一坪百六十圓程度、町制地ニ付キマシテハ、二百三四十圓程度、市制施行

十一
年ノ十年モ以前ノモノデゴザイ
スノデ、餘程變ツテ來ルト思ヒマス、
又六
大都市ノ中デモ、京都ト大阪トハ
餘程變ツテ來ルノアリマスカラ、平
均的ニ何倍ト云フコトハ申上ゲ兼ホル
ノデゴザイマス、例ヘバ烟ニ致シマシ
テモ、黒田委員御承知ノ通リニ、烟ノ賃
貸價格ハ烟トシテ附ケテ居リマス、ソ
コデ東京都内ニアリマスル所謂三十五
區内ニアリマス烟モ、或ハ三多摩邊ノ
烟モ、烟トシテノ利用價值賃貸價格
ハ出來テ居ルノデアリマスカラ、廣イ
意味ノ東京都内ノ烟ニ付キマシテモ、
或ハ百五十倍、二百倍モ時價カラ申シ
マスト附ケナケレバナラヌヤウナ烟モ
アルノデゴザイマス、是ハマア幸ニ烟
ハ農地調整法ノアレニ依リマシテ、一
律ニ決マリ得ルカラ、田畠ニ付テノ問
題ハゴザイマセガ、山林等ニ付キマシ
テハ、山林トシテノ利用價值見テ居
リマスノデ、住宅地ニナルヤウナ山林
ニ付キマシテハ、相當ノ倍數、例ヘバ
千倍位ノ倍數ヲ附ケナケレバナラヌ土
地モゴザイマス、又山間僻地ノ山林ニ
ナリマスト、五十倍トカ六十倍トカ云
フヤウナ倍數ニナルト思フノデゴザイ
マスガ、大體ノ基準ト致シマシテハ、
只今申上ゲマシタヤウナ全國ノ概算ヲ
總體的ニ見マシテ、少クトモ評價ハ此
ノ位ニ行クノデハナイカト云フ達觀デ
決メタヤウナ次第ゴザイマス

ナルノモドウカト思ヒマスノテ、御算ヲ變ヘマシテ、是ハ全國ヲ纏メテ御算出ニナツノアリマスカ、或ハ各稅務署毎ニ、稅務署カラ凡ソ自分ノ管内ニ是ダケアルト云フ風ニシテ、ソレヲ財務局デ纏メテ集計ナサツタモノニアリマスカ、其ノ點ヲ先ヅ
○政府委員(池田勇人君) 御答へ申上
ゲマスガ、各稅務署デ調査シタ數字ヲ纏メタノハゴザイマセヌ、財務局デ大體ノ意見、其ノ財務局管内ニ於ケル村部ノ例ヘバ住宅ハドノ程度カ、或ハ町制地ハドウカ、市制施行地ハドウカ、斯ウ云フ意見ヲ聽キマシテ、サウシテソレヲ集計シ、主稅局トシテノ達觀ヲ加ヘタ數字デゴザイマス、デ個々ノ場合、即ち市、郡ニドウ云フ倍數ヲ使フカト云フ問題ニ付キマシテハ、今年ノ八月頃カラ調査ニ取掛リマシテ、只今財務局ノ擔當官ガ一局數名ツツ参リマシテ、今月ノ七日カラ審議ニ掛ツテ居リマス、ソレヲ審議致シマシテ大體大藏省ノ案ヲ作リ、法律ニアリマスルヤウニ、各財務局ノ不動産評價委員會ニ提出スル原案ヲ作成シヨウ、斯ワ云フ段取りニナツテ居リマス
○黒田英雄君 ソレデ大體御算出ノ方針ハ分リマシタデスガ、ソレニ依ツテ茲ニ四百三十五億圓ト云フモノノ稅額を計算出サレテ居ルノアリマスルガ、政府ノ御方針ト致シマシテハ、此ノ四百三十五億圓ヲ取ルト云フ日標デ參リマスト、今申シマスヤウニ、此ノ算出ノ基準ガ大體ノ達觀デオヤリニナル、殊ニ各地方財務局ニ於テ其ノ管内ヲ調べテ、大體ドレ位ニナツテ居ル、ドレ位微レルダラワト云フ風ナ案ガ得出居ルモノト思フノアリマスルカラ、從

ツテ此ノ今ノ見込カラシ輕キニ通キル居ルモノデアルトシマスレバ、四百三十五億圓以上ノモノガ自然ニ入ツテルコトニナリマスケレドモ、若シ其ノ見積リガ過大デアツタトシマスト、四百三十五億圓ノ收入ヲ擧ゲマスルニキマシテハ、ドウシテモ課税價格ヲレニ必要ナヤウニ引上ゲテ來ナケレバ、是ダケノ收入ガ入ラナイト云フ結果ニ相成ツテ來ルト思フノデアリマスルガ、勿論大藏省トシテ各財務局ニ百三十五億圓ヲ割當テ、是ダケノノヲ微レト云フ風ナ御指圖ヲナサラニイコトハ、從來ノ大藏省ニ於テモサウ云ソコトハ決シテナカツタコトハ私承知致シテ居ルノデアリマスルガ、世間デハサウ云フ疑モ持ツテ居ルヤウニアリマス、併シ今回ノ財産税ハ初メノモノニアリ、又一時的ノモノデモアルノデアリマスルカラ、サウ云フ疑惑ヲ持ツ人モ無理カラヌコト思フノアリマスケレドモ、若シ此ノ見積リガ今迄ノガ寛デアツタルナルバ、サウ云フ結果ヲ起シハシナイカト云フニモ配モ出テ來ルノモ無理カラヌコト田ノノデアリマスルガ、其ノ點ハ大藏省ト致シマシテハ、勿論サウ云フコトハナク、實際ニ之ヲ適用スル上ニ於テ少算出ガ少シ大キニ失シタト云フ風ナ入ハ減ジテモ差支ナイト云フ今御考デアルノデゴサイマセウカ○政府委員(池田勇人君)四百三十五億圓ノ收入ハ、動キマシテモ餘り大差ナイト云フ確信ヲ持ツテ居リマス、是ハ土地ニ付キマシテモ、或ハ家屋五億、所定ノ收入ガ足リナイカラ、土

ハ、は實際的ニモ又理論的ニスペキ
モノデモゴザイマセシ、又出來ナシ
ヤウニナツテ居ルノデアリマス、從
テ各財産ニ付キマシテ私ガ一應見込
ダ數字ハ、各種類ノ財產デ高目ニナ
ツテ居ルノモ、低目ニナツテ居ルノ
アルト思ヒマスルガ、大體ニ於キマシ
テハ見込ガ達ハナイト、斯ウ考ヘテ居
リマス、又見込ガ達ツタヤウナ場合ニ
付キマシテハ、是人爲のニ作爲スベ
キ筋合ノモノデハナイト思ツテ居リ
マス

○黒田英雄君 従來所得デアルトカ、
營業ノ收益デアルトカ云フモノハ、ド
ツチカト云ヘバ豫算ニ少ク見積ラ
テ、其ノ收入ヲ多ク、所謂自然増收ガ
ツテ來ルコトガ例デアツタヤウニ承知
致シ居ルノデアリマスルガ、併シ
同ノハ全ク新タナモノデアツテ、只今
御説明ノヤウニ、色々委員會モアルヨ
トデアルシ、ソレデ決メラレルノデア
リマスルカラ、大藏省ノ此ノ御算出ニ
ナツテ居リマスル見込ガ、今主税局長
ノ仰ツシヤルヤウニ極メテ正確ナモノ
デアレバ誠ニ仕合セト思フノデアリマ
ス、十分色々御研究ニナツテ御決メニ
ナツタモノデアリマスカラ、大シタ間
違ハナイト思ヒマスルケレドモ、世間
デ心配致シマスルヤウニ、ドウシテ干
此ノ際稅收入ヲ上ゲルト云フ目標ヲ
テ、色々課稅標準ノ上ニ無理ノナイヤ
ウニアルコト、私ハ切ニ御願ラスルモ
ノデアリマス、此ノ點ハ先づソレ位ニ
致シマシテ、モウ一ツ、極メテ簡単ナ
質問デアリマスルガ、稅法ノ第十六條
ノ第一號デアリマスルガ、債務ノ金額
トミナスモノガ掲げラレテ居ルノデア
リマスルガ、之ニ昭和二十一年度分ノ

税額ト云フモノガ債務ニ見ラレルコトニナツテ居リマスガ、矢張リ本年支拂フベキモノデアツテ、第二封鎖カラ支拂ツテモ宜イモノニナツテ居リマスル家屋税ナドハ債務ニ見ラレテ居リマセヌヤウデアリマスガ、是ハドウ云フ譯ニアリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 妥ニ掲ゲテ居リマス債務トシテ控除致シマスル租税ハ、前年ノ實績ニ依ツテ課税致シスル税デゴザイエスノデ、之ヲ債務金額トシテ控除スルコトニ致シマシタ、營業税、地租、家屋税ハ、其ノ納付ニ當リマシテハ、舊勘定預金カラ納付ガ出来マスルガ、税ノ性質ト致シマシテハ物税デゴザイマシテ、實際ハ其ノ年ノ損金ニ計算スルモノデゴザイマスカラ、此ノ財産稅カラハ建前上控除シナインガ適當ダト思ヒマシテ、前年ノ實績ニ依ツテ課税致シマス賦課稅ノ分類所得稅ニ綜合所得稅、臨時利得稅ニ限ツタ次第デゴザイマス

○黒田英雄君 ソレデ能ク分リマシタガ、第二封鎖預金カラ本年ノ家屋税ヲ支拂ツテ宜イト云フ風ニナリマシタノハ、アレハ前年ノ所得カラ拂フトノデアリマスカラ、第二封鎖カラ拂ツテ宜イト云フ風ニサレタモノデハナイカト思ツテ居リマスガ、ソレハ違法根據カラ、サウ云フ風ニサレテ居ルノデスカ

○政府委員(池田勇人君) 左様デゴザイマス、家屋税、地租ニ付キマシテハ、其ノ年ノ所得カラ拂フト云フ建前ニ考ヘテ居リマス

○黒田英雄君 只今ノ御答辯デ、チヨツト御尋ネシタコトニ對スル御答辯ガ

ナイヤウデアリマスガ、第二封鎖預金カラ支拂フト認メラレタ根據ハ何處ニアルノデスカ
○政府委員(池田勇人君) 今年一月カラ上ツテ居リマスル家賃、或ハ地代ガ第一封鎖ニナリ得ル場合モ者ヘラレマスノデ、第二封鎖預金カラノ支拂ヲ認メタ次第デゴザイマス
○黒田英雄君 私ハ是デ宜シウゴザイマス

○委員長(三土忠造君) 河西豊太郎君

○河西豊太郎君 第五十條ノ財産審査委員會ノ權限ニ付テチヨツト承リタ

イト思ヒマス、是ハ申ス迄モナク勅令ニ依ツテ決定サレルコトデアリマスル

ガ、政府ハ之ニ對シテドウ云フ風ノ權限ヲ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○委員長(三土忠造君) 財産審査委員會

○河西豊太郎君 イヤ達ヒマシタ五十

二條

○政府委員(池田勇人君) 今回ノ財產

税ハ、納稅義務者ノ申告ニ依ツテ納稅

價格ヨリモ遠ツテ居ル場合、或ハ申告

ガナイ場合ニ付キマシテハ、政府ハ財

產調査會ニ諸間致シマシテ、決定スル

コトガ出來ルヨトニ相成ツテ居リマ

ス、尙政府ノ決定致シマシタ金額ニ不

得ル規定ヲ設ケテ居ル、從ツテ此ノ審

査會ヲ稅務署ノ上級官廳アリマスル

財務局ニ設ケマシテ、サウシテ稅務署

メタ次第デゴザイマス

○黒田英雄君 私ハ是デ宜シウゴザイ

マス

○委員長(三土忠造君) 河西豊太郎君

○河西豊太郎君 第五十條ノ財產審

査委員會ノ權限ニ付テチヨツト承リタ

イト思ヒマス、是ハ申ス迄モナク勅令

ニ依ツテ決定サレルコトデアリマスル

ガ、政府ハ之ニ對シテドウ云フ風ノ權

限ヲ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○委員長(三土忠造君) 財產審査委員會

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタ五十

二條

○政府委員(池田勇人君) 今回ノ財產

税ハ、納稅義務者ノ申告ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨツト私共ニハウマク分り兼ネ

マスガ「株式その他の出資の價額は、

命令の定めるところにより、その取引

價額、當該法人の資産及び收益の狀況

ノ申告ガ政府ノ調査ニ依ツテ納稅

シテ契約トニ相成ツテ居リマス、其

來ヌカモ知レマセス、少タトモ構想ハ

オアリニナルト思ヒマス

○河西豊太郎君 次ニ御伺ヒシタイト

思ヒマスノハ、三十條ノ第三項、是モ

ナカニ此ノ法律ハ文句ガムツカシイ

カラチヨ

ト云フコトハ、是ハ當然ノコトデ、尤モノコトデアリマスルガ、唯、是ガ實際以上ニ用ヒラレル處ガ多分ニアルノデヤナイカ、今日ノ如キ場合ニ於テ社會不安ヲ惹キ起スト云フヤウナ懸念モ相當アルノデヤナイカト云フコトヲ心配スル一人デアリマス、何レハ之ヲ決定サレルコトハ存ジマスルガ、斯ウ云フ法律ヲ實際ニ行フト云フヤウナ時ニ於テハ、今大臣ノ御話ノ如ク十分慎重ニモ慎重ノ御取扱ヒニナツテ、混亂ヲ招カヌヤウニ御願ヒシタイト思ヒテス、尙ホ此ノ終ヒニ又は不法の行爲に因リ知得した事實に基くものである場合もまた同じ。」ト、是ハ今御話ノ罰則ト思ヒマスガ、此ノ「不法の行爲」ト云フコトハドウ云ノ程度ヲ指シマスカ、是ハ政府委員カラ御答々願ヒタイト思ヒテス

○政府委員(池田勇人君) 書畫骨董物ノ評價ハ非常ニ困難ナ問題デゴザイマシテ、只今研究致シテ居ルノデゴザイ貴キマシテ、其ノ所有者カラ書畫骨董ニ付キマシテ、出來レバ一品毎ニ所謂品物ヲ届ケテ戴キタイ、ソレガ先祖代ノモノアリマスルナラバ、取得價額等モ分りマセス、自分ノ代ニナツテ御買ヒニナリマシタヤウナ場合ニ付キマシテハ、買得價額ヲ申告シテ戴クコトニナリマス、買得價額ノナイン祖先カラノ傳來モノニ付キマシテハ、納稅義務者ガ大體是位ノモノダト云フ自分で評價ヲスツテ申告シテ戴キタイト思ヒマス、唯自分ガ申告ヲスル場合ニ、他ノ専門家ノ御意見ヲ納稅義務者が御聽キニナルコトハ是ハ適當デハナカト思ヒマスルガ、専門家ニ致シマシテモ書畫骨董ノ價格ニ付キマシテハ、確定のノ値段ハ附ケニクト思ヒマス、又稅務署ニ於キマシテモ、ナカナカ評價ハ實際問題トシテ出來ニクト云フ状況デ、今非常ニ私モ困ソテ居ルノデアリマスルガ、申告納稅ノ趣旨ヲ徹底致シマシテ、納稅者カラ出來ルダケ細カニ、自分ノ見積ツテ居ラレル價シテナカニ、其ノ域マデ行ク譯ニハ行カナイト思ヒマスルカラ、大體ノ品目ノデゴザイマスケレドモ、實際問題トワ皆善觀シテ、其ノ納稅義務者ノ申告ヲ妥當ナリヤ否ヤ、全體的ニ評價ヲ致

シタイト思フノデアリマス、是ハ土地トカ何トカト運ヒマシテ、財産徴収後ニサウ云フ書畫骨董ガドンナ値段テ取引サレルカト云フコトハ、丁度今頃値段ヲ定メルコトが困難デアル、ヨリ以上ニ困難ナル問題デゴザイマス、從ヒマシテ私ハ骨董ノ評價ニ付テノ基本的考ヘ方、又書畫骨董ノ所在ガドウ云フ方面ニアリドウ云フ方ガドノ程度持ツテ居ラレルト云フ風ナコトヲ、出來ルダケ澤山ノ方ニ一ツ御聽キシタイト思ヒマシテ、只今サウ云フ専門家ノ方ニ自分自身デチヨイヽ＼當リツ、アルノデゴザイマスルガ、今ノ骨董物ニ對スル評價、又所在等ニ付キマシテハ適當ナ機關ヲ、非公式ニ設ケマシテ、今少シク研究致シタイト思ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 貨物價格ニ
對スル一定ノ倍數定マルモノデゴザ
イマスルカラ、其ノ家屋ガ祖先傳來ノ
家屋デアリマセウトモ、又最近ニ買入
レマシタ家屋、或ハ建築シタ家屋ニア
リマシテモ、差別ヲ設ケマスルコトハ
技術的ニ不可能ガ伴ツテ參リマス、從
ツテ差別ハ設ケマセヌ
○河西豊太郎君 私ハ宜シウゴザイ
マス
○慶松勝左衛門君 私御伺ヒ致シタイ
ト思フコトハ、今迄各委員カラ御尋ニ
ナリマシタ條項ノ中デアリマスガ、併
シ質問ノ性質ヲ異ニスルト思ヒマスノ
デ、或ハ重複ニナル點ガアルカモ知レ
マセヌガ、政府委員カラ御答辯下サツ
テ宜イヤウナ問題デアリマスガ、御伺
ラ二、三シタイト思フノデアリマス、
先づ第一ハ二十五條ノ只今御話ニナツ
タ土地建物ノ届出デアリマスガ、是ハ
勿論御示シノ如クニ、三月三日所有ノ
モノヲ届出ル、私ハ主トシテ移動シタ
財産ニ付テ御図ヒシタイノデアリマス
ガ、三月三日以後假ニ家屋ガアツタモ
ノヲ賣ツタト致シマス、サウシマス
ト、御承知ノ如ク、登記所デ以テ賣買
價格ヲ認可シマシテ、ソレニ對シテ最
近、名前ヘ忘レマシタガ、譲渡税ト申
シマシタデスカ、隨分重大ナ課稅ヲ致
スコトニナツテ居ルノデアリマス、確
カ十萬圓ニ付テ三萬圓以上デスカ、其
ノ以上ハ五割ト云フヤウナ重大ナ譲渡
稅ガ課カルノデアリマス、ソレデ以テ
既ニ家屋ノ賣買ト云フモノニ對スル納
稅ノ義務ハ、財產稅ト同ジ位ノ程度ノ
重稅ヲ課セラレテ居ルモノデアリマス
ガ、第一ニ伺ヒタインハ、重稅ヲ課セ
ラレタ其ノ稅ダケヲ引イタモノヲ尙財

○政府委員（池田勇人君） 御詫ノ通り
ニ、不動産、船舶等ノ賣買ニ付キマシ
テハ、本議會デ協賛ヲ經マシテ、從來
臨時利得稅ニアリマシタ不動產ニ對ス
ル讓渡所得ヲ所得稅法ニ規定ヲ致シタ
ノデゴザイマス、而シテ讓渡利得ノ計
算ニ付キマシテハ、三月三日ノ財產稅
ノ評價基準ニナリマス價格ト、サウシ
テ其ノ後ニ御賣リニナツタ價格トヲ比
較シマシテ、三月三日ノ價格ヨリモ高
ク賣ラレタ場合ニ付キマシテハ、五千
圓ノ控除ヲ致シマシテ、相當キツイ讓
渡利得ガ課カリマス、而シテ財產稅ノ
方ハ、三月三日ノ價格ト同じ程度
デ御賣リニナレバ、讓渡利得ハ課カリ
マセヌ、三月三日ノ價格以下デイテ御
賣リニナレバ課カラナイノハ當然デゴ
ザイマス、其ノ價格以上ニ御賣リニナ
ツタ場合、其ノ越エタ價格ガ五千圓ヲ
越エル場合ニノミ課稅致スノデゴザイ
マスカラ、二重課稅ト云フコトニハ相
成ラヌト考ヘテ居リマス
○慶松勝左衛門君 其ノ三月三日以後
ニ賣リマシタ場合ニ、事實ハ登記所ニ
於テ賣買ノ價格ト云フモノヲ認可シマ
シテ、ソレカラ此ノ二十五條ニア
ル所ノ貯貨價格ニ「エックス」ヲ
乗ジタ詰リ認定價格ト申シマスカ、其
ソレトノ相違ガアツタ場合、現ニ登記
所ガ認可シタ賣買價格ト云フモノハ既

シタラ宜ノデアリマスカ
○政府委員(池田勇人君) 財産税ノ計
算ニ付キマシテハ、此ノ法案ニ規定致
シテ居リマス貨貸價格ニ御詫ノ「エッ
クス」ヲ乘ジタ價格ニ依ルノデゴザイ
マス、登記所ノ價格ハ其ノ後ニ於キマ
スル價格デゴザイマスカラ、財産税ノ
課稅ノ價格トハ關係ハゴザイマセヌ
○慶松勝左衛門君 其ノ問題ハ分リマ
シタガ、次ニ先程御伺ヒスルト、國債
ハ、三月三日ニ届出タモノノ以外ハ
物納ニ對シテモ御取リニナラヌト云
フコトデアリマスガ、其ノ理由ハ何
處ニアルノデセウフ、均シク國債デ
アル以上ハ、三月三日以後ニ一ツノ
賣買ノ形式ニ於テ國債ト云フモノハ
相當ニ取引サレルモノト思ハレマ
ス、或ハ國債ノ價格ノ上ニ付テ三月三
日迄ナラバ、或ハ其ノ額面價格デアル
トカ、或ハ賣渡價格デ以テヤレルカラ
宜イガ、實際ノ市場ノ價值ガ非常ニ少
クナツテ居ルカラ、サウ云フモノヲ持
ツテ來テ値ノ高イ代價、物納ニスルノ
ハイカヌカラ、國債ハ取ラヌト云フ御
趣旨デアリマセウカ、然ラバ、若シソ
レナラバ、株式ト同ジヤウニ委員會ノ
ヤウナモノデ國債ノ市場價值ヲ評定シ
テ、サウシテ物納ニ國債ト云フモノガ
ナリ得ルト云フヤウニモ考ヘラレルノ
デアリマスガ、何ガ故ニ三月三日ニ届
出タ國債以外ハ物納ニハナラヌノデア
リマセウカ、私共ノ考デハ立派ニ國債
ハ市場性ガアリ、サウシテ市場デハ所
謂無記名ノヤウナモノハ國債トシテ賣
買サレテ居ル、ソレドウ云フ譯デ物
納デ御取リニナラヌノデアリマセウ
カ、其ノ理論ガ私ニハ分ラナイノデス

○政府委員(池田勇人君) 財産税ノ物
納ハ、課税ニナツタモノノデ納メルノが
原則デゴザイマス、課税ニナツタモノノ
以外ノ物デ納メルト云フコトニナリマ
スト、評價ノ問題モ出テ參リマスノ
デ、凡ソ物納ハ相繼稅ニ於キマシテ
モ、課税ニナツタ財産カラ納メルノガ
課税ノ原則デゴザイマス、其ノ外色々
ナ御話ガゴザマイシタガ、私ハサウ云
フコトハ末節ノコトデ、財產税ノ物納
ハ課税ニナツタモノヲ納メルト云フノ
ガ原則ト考ヘマス

○慶松勝左衛門君 強ヒテ私爭フノデ
ヤアリマセヌガ、今ノ私ノ言フ國債ト
雖モ、一應ハ全部課税ノ對象ニナツタ
モノダヤナイデセウカ、詰リ三月ノ三
日ニ全部政府ガ一應證券ヲ貼ツテ、悉
クソレハ政府ニ届出タ價值ノアルモノ
ガ、偶ニ甲ノ者カラ乙ノ者ノ手ニ移ツ
タト云フダケデアツテ、ソレガ政府デ
ハ三月三日ノ詰リ届出ノ國債ト何等價
値ハ變ラナイト思フノデスガ、其ノ點
ニ付テ偶ニ甲カラ乙ニ移ツタ、又甲カラ
乙ニ移ルト云フコトヲ政府ハ禁ジテ
居ル譯デモ何デモナシニ、一般ニ例へ
バ先ニ申シタ家屋ノ賣買ノ場合デモ、ドウ
紙幣ヲ受取ル代リニ國債ヲ受取ルト云
フコトハ一般ノ國民ノ經濟觀念ニ於テ
行ハレテ居ルコトダラウト想フ、ドウ
シテ三月三日ニ證券ヲ貼ツタ國債ガ何
故本人デナケレバイケナイ、他ノ者ガ
持ツテ居ルカラ取ランイ、或意味ニ於
テハ無價値……無價値トハ申シマセ
ヌガ、差別待遇ヲスルト云フコトハド
ウ云フ理論デアリマセウカ

○財産デ納メテ戴クノガ原則デゴザイマス、從ツテ其ノ場合ニ現金デ持ツテ居レタ、ソレガ家ヲ買ツタト云フ時ニハ、後カラ買ツタ家デ物納ガ出来ルカト申シマスト、是ハ物納ノ觀念ニハ入レテ居リマセヌ、サウ云フ場合ニハ其ノ家ヲ御質リニナシテ、現金デ納メテ貰フ、斯ウ云フ建前デゴザイマス○慶松勝左衛門君 例へば然ラ書畫骨董ノヤウナモノデモ届出ハシテナインデスガ、三月三日以前ニ所有シテ居ツタ物ト、三月三日以後ニ買得シタ物トノ區別ハ、唯申告者ガ自ラ良心的ニヤルダケノ話ニナリマスノデスカ、ソレハ何等ノ證據モ何モナイ譯デスカ、伺ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 去ル三月三日ニ届出ラレタ財産ニ付キマシテハ、調査ガ出來テ居リマス、又届出ノナイ財產、即チ不動産等ニ付キマシテハ、土地墓帳、家屋臺帳デ三月三日ノ所有者ガ分リマス、御話ノ動産殊ニ骨董品ニ付キマシテハ、三月三日現在ノ財産ナリヤ否ヤト云フコトハシリマセヌ、是ハ飽ク迄納稅者ノ申告ニ依リマシテ、其ノ時ニ御持チニナツテ居ツタカドウカト云フコトヲ見ルヨリ外ニハ仕方ガナイト思ヒマス

○慶松勝左衛門君 多少私意見ガアリマスガ、唯質問デスカラ此ノ位ニシテ置キマシテ、モウ一ツ、最後ニツ御尋ネシタイノハ、例ノ六十四條デ度々皆様カラ御質問ノアル密告制度アリマスガ、マア私自身ト致シマシテモ、意見ヲ申セバ、斯様ナ密告制度ハ我ガ國ノ善良ナル習慣ニ反スルコトト思ツテ、甚ダ遺憾ニ存ズルノデアリマスガ、六十四條ノ分ノア見マスルト

「納稅義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事實又は課稅價格に脱漏があると認められる事實を、政府に報告」スル、斯ワ云フ者ガ世ノ私中ニ現レテ來ル時、斯ワ云フコトヲ假定シタノデアリマスガ、左様ナ者ガドウ云フ工合ニシテ現レテ來ルノデセウカ、是ガ我々申告致シマスト云フコトハ、我々申告書ニ書イテ之ヲ適當ナル稅務署或ハ稅務監督局ヘ持ツテ行クト云フノデアリマシテ、是ハ公ニ私共ガ申告スル場合ニ貼出スモノデモナシ、皆ニ示スモノデモナシ、申告者ガ郵便カ何カデ以テ稅務署ヘ持ツテ行クモノデアリマス、其ノ途ニ於テ申告者トソレカラ其ノ當該官吏ト外ニ、斯モ様ナドレダケ申告ヲシタトカ或ハシナイトカ、課稅價格ガドレダケ誰ガアルトカナイトカ云フコトハ、誰ガ見チモ分ラヌ筈デアリマスガ、然ルニソレガラドウシテサウ云フ事實ヲ「政府に報告した者がある場合」ト云フコトヲ御假定ニナツタノデアリマスカ、ソレカラ其ノ次ニ、此ノ前項ノ規定ハ官吏又ハ待遇官吏デアツテハイケナイト書イナル、官吏並ニ待遇官吏ハ此ノ事實ヲ知リ得ル機會ガアリマスガ、他人ニテハ斯クノ如キ事實ヲ知リ得ル機會ガ如何ナル場合ニアリマセウカ、御伺ヒ致シタイ

書類ニ付キマシテ閲覽・申出デ閲覽ス
ル機會ヲ捕ヘテゴザイマス、併シ第六
十四條第二項ノ規定ニ付キマシテハ、
官吏ヤ待遇官吏ハ、是ハ稅務官吏モ含
マレテ居ルノデゴザイマスガ、サツ云
フ者ガヤツタ場合ニハ報償金ヲ出サナ
イ、斯ウ云フ規定ナシゴザイマス
○慶松勝左衛門君 私ノ解釋シタコト
ガ、ソレハ私ノ解釋ハ誤リデアリマス
ガ、六十三條ノ納稅義務者ガ提出シタ
申告書トカ、更正トカ、決定トカ、修
正ニ關シテ閲覽スルト云フガ、是ハ其
ノ自身デナイノデスカ、他人ガサウ云
フコトヲヤルト云フ規定ナシデスカ、
六十三條ハ
○政府委員(池田勇人君) 左様デゴザ
イマス
○慶松勝左衛門君 私質問ヲ終リマス
○委員長(三土忠造君) 今通告シテア
ル方ハ大體済ンダンデスガ、マダ片岡
君ナド厚生大臣ヘノ御質問デスカ
○板谷順助君 イヤ、私ハ黒田君ノ質
問ニ關聯スル質問デ
○委員長(三土忠造君) 片岡君ノハ
○片岡直方君 稽原國務大臣 デアリ
マス
○委員長(三土忠造君) 財產税ニ對ス
ル質問ハ、是迄テ通告ハ済ンダンデス
ガ、委員外ノ方デ
○板谷順助君 マダ済ミマセヌ
○子爵大河内輝耕君 私ノハマダ
○委員長(三土忠造君) チヨツト済ン
ダ恰好ナルノデスガ、後デ大河内委
員ガ何カアルノデス、一番終ヒ
○板谷順助君 私ハ黒田君ノ質問ニ對
シテ、マダ不徹底デアルカラ、委員長
ニ通告シテアリマス
○委員長(三土忠造君) ソレデヤ板谷
君、ソレカラ大河内委員ニ行キマス

○板谷謙助君 屢々立ツテ相濟ミマセ
ヌガ、先程黒田委員ノ質問ニ對シテ、
財産税ノ見積リガ四百三十五億、是ハ
大體ニ於テ見込ガ違ハナイ積リダト云
フ御答辯ガアツタノアリマスガ、恐
ラクハ之ヲ標準トシテ各管内ニ割當ア
ラレルヤウナコトガ若シアリトスレ
バ、從ツテ苛斂誅求ガ起ルコドネイ
カト思フノアリマス、ソレデ東京都
ニ於ケル大體ノ御説明ガ先程アリマシ
タガ、マダ私能クハツキリ致シマセ
ヌノテ、東京都ニ於ケル土地家屋ハド
ウ云フヤウナ標準デ此ノ算定ヲナスツ
タカ、ソレヲモウ一遍御聽カセラ願ヒ
ダイ

審査委員會ニ於テ調査シテ、其處ニ
大體評價額ガ決ル、其ノ場合ニ於テ、
ドノ株ヲ以テ納稅シテモ宜イカ、或ハ
又評價委員會ニ於テ決ツタ株ハ、稅務
署長ガ確認シタル株ト看做シテ
ニ於テハ評價委員會ニ於テ決ツタ株ハ、所
謂稅務署長ガ確認シタル株ト看做シテ
差支ナイカ、此ノ點一ツ伺ヒ、タイト思
ヒマス

バ、其ノ選擇ハ納稅者ニ委セルト云フ
方針ヲ御執リニナラヌト、色々私ハ問
題ガ起キルト思フノアリマス、署長
ト協議シロト言ツテモ、署長ガソレハ
イカヌト言ハドウナリマスカ
○政府委員(池田勇人君) 政府テ決メ
マシタ株價ガ絶對的適正デアルコトヲ
望ンデ居リマスガ、株價ト云フモノ
ハ、市場ノ狀況ニ依リマシテ、其ノ後
相當動クト思ヒマス、其ノ後ノ株價ノ
動キニ依リマシテ、値段ノ違ツタモノ
ヲ納稅者ハ納メタガルデアリマセウ、
又稅務署ハ値段ノ上ツタモノヲ取リタ
ガルデアリマセウ、ソコハ矢張リ兩者
協調デ行ツタ方ガ適當デナイカト考ヘ
テ居リマス

○意見ガ少シ弱イヤウニ思ツタガ、是
ハドウデス、御取リニナツタラ
リ主税局長ノ申ス方ガ宜イト思ヒマ
ス、實際問題トシテ、色々國債ニ付ア
ハ、御承知ノヤウニ、殘念ナガラ、價
格ノ點好マシクナイ現象が起ツテ居
リマス、サウカト言ツテ政府ガ其ノ價
格デ國債ヲ取ルト云フコトハ、實際上
政治的ニ出來マセヌ、通貨ノ方ハチヤ
ント如何ナル取引ニモ差引ナク受取ル
ト書イテアルカラ、問題ナイガ、國債
ノ方ハサウ書イテナイカラ、ダカラ是
ハ矢張リ處分シテ納メテ戴クト云フコ
トニ御了解願ヒタインデアリマス
○岸本彥衛君 私ハ今度ノ財産税ノ徵
收ガ、非常ニ困難デアルト云フコトヲ
感ジマスガ、若シ財産税ガ政府ノ豫期
セラレル金額ニ達シナイ時ハ、其ノ大
キナ差額ニ付テ、政府ハドウ云フ御考
ヘヂオイデニナリマスカ、ソレカラ次
ニ先程御尋ノアツタ物納ヲスル場合、
國債ヲ使フ、國債ヲ茲デ第一順位ト見
テアリマスガ、三月三日以後ニ保有シ
テ居ル國債ヲ、此ノ物納ノ第一順位ノ
中ニ入レルコトガ私ハ絶對ニ必要デア
リ、又方法トシテ最モ良イ方法デハナ
イカト恩ヒマス、ト申シマスノハ、元
元此ノ財産税ノ目的ハ、國債ヲ償還ス
ルト云フ目的ガアツタヤウニ思ヒマ
ス、併シ今ハソレハゴザイマセヌ、ゴ
ザイマセヌケレドモ、政府ノ意圖トシ
テハ成ルベクサウ云フ風ニ行キタカツ
タコトハ事實ダラウト思ヒマス、ソレ
カラ國債ガ今日非常ニ下落シテ居リマ
スガ、下落ハシテ居ルケレドモ國債ヲ
ト云フコトハ、恐ラク銀行其ノ他金融
機關岳巣ツテ居ルノヲ此ノ際、若シソ

ラト思ヒマスガ、若シ國債ノ價格ガ此ノ爲ニ上ツタラ、政府トシテモ喜ビ、國民トシテモ喜ブコトニナルヂヤナイカ、或ハソレヲ擔保ニスルトカ言フコトヲ避ケテ、若シ公債ヲ買フコトガ出来レバ、公債ヲ買ツテ納メルト云フコトハ、萬人ノ望ム處ダラウト思フノデアリマス、サウ云フ場合ニ此ノ方法ガ一番宜イコトニナルヂヤナイカト思ヒマス、サウシテ其ノ萬人ノ望ム方法ニ依ツテ國債ハ上ルカモ知レマセヌ、一時上ツテモ、上ツタモノニ對シテハ、今日新聞ヲ出來ルダケ各自ガ獲得シテ買フ外ハナイノデアルカラ、一面ニ於テハ矢張リ國債ヲ持ツテ居ル銀行ニ、其ノ金ガ集ルカラ「インフレーション」防止ト云フ點ニ於テモ、有效ナ勵キヲナスモノト思ヒマス、ソレデ若シ相場ガ上ル爲ニ、一部利得スルモノガ起ルカモ知レマセヌケレドモ、全體ノ利益カラ考ヘレバ、ソレハ僅カノコトデハナイカト思フノデアリマス、公平不公正ト云フ點カラ考ヘレバ、一部ノ人ガ、今迄買ツテ居ルモノハ、或ハ利スルカモ知レマセヌケレドモ、又是カラ徵稅ニ之ヲ充當スルヨトガ出來ルコトニナレバ、恐ラク相當ノ價格ガ上ルト思ヒマスケレドモ、今日何百億トアル國債ガ全部買ハレル譯デモアリマセヌカラ、其ノ銷却スルト云フ政府ノ目的ニ達スルコトガ出來ルノト、ソレカラ徵稅上不動度テ止マルト思ヒマス、サウシテ將來此ノ全額ガ取レナイ場合デモ、國債ヲ

牽、或ハ財寶ヲ處分スル場合、非常ニ混亂ガ起ル、ソレヲ避ケルコトガ出来ルコトガ第一ニ國トシテ簡単ナ方法也。ヤナイカト思ヒマス、サウ云フ風ニ考ヘテ戴ケナイダラウカト思ヒマス。

○國務大臣(石橋湛山君) 第一段ノ、此ノ四百三十五億ニ非常ニ足リナイ場合ト云々、是ハ先程カラ體容ガアリマシタヤウニ、政府トシテハ、左様ナ非常ニ足リナクナル場合ガアルトハ想像シテ居リマセヌ、併シナガラ萬一千様ナコトガアレバ、ソレハ十萬圓以下五萬圓ノ又財產稅ヲヤラナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニナル譯デアリマスルガ、是ハ無論此ノ法律デハヤレル左譯デハアリマセスカラ、改メアサウ云フ必要ガアレバ、法律ノ御審議ヲ願ハナケレバナラヌ譯デアリマス、ソレカラ第二段ノ國債ノ問題ハ、矢張リソレデナクテモ、是ハマア僅カナコトカモ知レマセヌガ、近頃ノ世相トシテ、兎角金持ガドウ、資本家ガドウト云フ時ニ、ドレ程ノ取引ガアリマシタカ知ラヌケレドモ、財產稅ヲ納メル爲カナシニカニ、安イ價格デ公債ヲ買ヒ漁ツタ者ガアルト云フ噂ガ傳ルダケデモ、世間ノ響キガアル譯デス、我々ハ實際ニ國家ノ爲ニ必要ナコトデアルナラバ、世ノ中ノ評判ナシカト云フコトハ問題ニ致シマセヌガ、是ハ矢張リ問題ニシタ方ガ宜イト思フ、デスカラ、此ノ際三月三日現在ニ持ツテ居ラナカツタ、其ノ後ニ取得シタ國債デ物納フ認メルト云

バ、現金デ納メテ戴ケ、バ宜イノニアリ
マスカラ、國債ヲ買フト云フコトハ、
現金ガナケレバ國債ハ買ヘナインニアリ
リマスカラ、ソレナラバ現金デ納メテ
戴ケバ宜イノニアリマス、別段其ノ後
ノ國債デ取ルト云フコトハ、利益ハナ
イト思ヒス

○岸本彌君 今公債ヲ買ヘバ宜イト
仰シヤイマシタケレドモ、若シ三月三
日以後ニ獲得シタ公債ヲ以テ現金ヲ納
メルコトガ出来ルト言ヘバ、是カラ買
フノデゴザイマスカラ、出来ルタケ金
ヲ作ツテ買フニモ、諸リ價格ノ點デ
段々上ツテ行キマシテモ、發行價格ノ
百圓ナラ百圓ノ納メル必要ハナインテ
アリマスカラ、自然納メル人ニ取ツテ
モ安イモノガ買ヒ得ルノデゴザイマス
カラ、其處ニ私ハ非常ニ惹キ附ケルモ
ノガアルノデハナイカト思ツテ居リマ
ス、自然徵稅ガ圓滿ニ行ク上ニ於テ非
常ニ助カルノデハナイカト、斯ウ存ジ
マス

○國務大臣(石橋湛山君) ソレハ非常
ニ困ルト思ヒマス、サウ云フ御話ノヤ
ウニ、成ル程、或程度納稅者ハ安イ金
デ納稅ガ出来ルコトニナル譯デアリマ
スカラ、ソレハ惹キ附タル力ハアラウ
ト思ヒマスケレドモ、是ハ矢張リ今ノ
世ノ中ニ於テ、サウ云フコトヲ國家ガ
認メルト云フコトハ全體トシテ不利益
デアルト思ヒマス

○中島徳太郎君 先刻同族會社ノ株主
ノ納稅ニ付シ、ドナタカノ御尋ガアリ
マシタ時ニ、會社ガ減資ヲシテ、ソレ
デ納メレバ宜イト云フヤウナ御答ガア
ツタヤウニ私ハ御聽キシテ居リマス
ガ、ソコデ此ノ稅率ガ非常ニ大キナモ
ノデスカラ、之ニ應ヘルダケノ財産ヲ
分配スルトスレバ、其ノ會社ノ仕事ハ

到底出来スコトニナルト想ヒマス、又
同族會社ノ株ヲ以テ物納スルト云フヨ
トニナレバ、是亦同族會社トシテノ意
味ガナクナルコトニナリマス、一方ニ
田畠ヲ所持シテ居ル、之ヲ賣却スルナ
リ、或ハ物納ニスルノハ結構デアリマ
スガ、ソレヲ賣却シテ税金ヲ納メルト
云フコトニスレバ、至ツテ簡單ト思ヒ
マスガ、斯様ニ場合ニハ、順位ガ有價
證券、不動產ト云フコトニナツテ居
マス時ニ、一方ノ田畠ハ今日賣ルコト
ハ停止ニナツテ居リマスカラ、ドウシ
テモ取ツテ戴クニハ物納ヨリ仕方ガ
イ、其ノ場合ニ、同族會社ノ株ヲドウ
ニカシテ殘スコトニシテ、代リニ田畠ヲ
以テ物納スルト云フコトハ出來ルモノ
カ、出來ヌモノデスカ、是ガ賣却ガ
止ニナツテ居ラナケレバ賣却シテ納ム
レバ何デモアリマセヌガ、今日ノ場合は
デハ賣却スルコトハ出來マヌカラ
此ノ順位ヲ變ヘ戴クコトニナレバ、
會社事業ハ完全ニ續ケテ行クコトが出来
マス、其ノ順位ヲ變ヘテ戴クト云フコト
コトガ出來ナケレバ、同族會社ハ殆ド失
解散スルヨリ外ナイト云フ立場ニナル
ト思ヒマスガ、其ノ點如何デアリマセ
トカ

○中島徳太郎君 モウ一ツ御尋ネシマ
スガ、同族會社ノ株價ニ付ゾハ、市場
性ノナイモノデスカラ、資產ト負債ト
差引シタモノヲ株數式割ツテ値段ヲ出
ストカ何トカ云フコトガ萬一アリトシ
マスト、殆ド解散價值ニナリマシテ、非
當ニ高イモノニナルト思ヒマスガ、其
ノ邊ニ付テハ、市場性ノナイ同族會社ノ
株アンカノ評價額ハドウ云フヤウナ方
針デ御定メニナルノデアリマスカ
○政府委員(池田勇人君) 同族會社ニ
付キマシテモ、是ハ色々々種類ガズデ
イマシテ、同族會社デ事業シテ居ルモ
ノモアリマスシ、單ニ資產、財產ヲ保
有スル保全會社的ナモノモゴザイマ
ス、保全會社的ナモノニ於キマシテ
ハ、昔カラノ資產非非常ニ値上リシテ
居ルト云ナヤウナ場合ニハ、株價ガ高
クナルノデザイマスルガ、實際其ノ
會社ノ資產ノ内容、或ハ配當ノ狀況、
ソレカラ他ノ會社デ資產デ按分シタ場
合ノ一株ニ對スル値段ト、ソノ取引價
額ト、之ヲ比ベテ見マシテ、サウ云フ
ヤウナ比率ヲ類推シテ行ケバ、適當ナ
價格ガ見出シ得ルノデハナイカト考ヘ
テ居リマス、今ノ問題ハ、財產税ノミ
ナラズ、相續稅ニ付キマシテモ、當ニ
起ソテ居ル問題デゴザイマシテ、適正ナ
課稅價格が見出シ得ルト考ヘテ居リマ
ス

○中島徳太郎君 結構デアリマス
○子爵大河内輝耕君 私ハ大藏大臣ニ
伺ヒマスガ、今物納ノ順位ノ問題が出て
大變ナンデスガ、私ハモレ少シ廣く見
タイノデス、ソレハ伺ハウト思ヒマシ
タケレドモ、時間モナイシ、何ダカ議

論ガマシヤウナコトニナリマスカラ、差接ヘテ居ツタノデアリマスガ、大分時間モマダ御許シタ願ヘルヤウデリマスガ、コンナ酷イ財産税ヲ徵ル時ニハ、斯ウ云フ決メ方ヲナサラヌデモ、何デモ構ハヌカラ持ツテ來タ物ハソレデ納メテ宜イト云フコトニナスツタラ宜イト思フ、政府ノ方カラ言ヘバ、面倒ダト云コトハ分リ切ツテ居リマスケレドモ、納稅者ノ方カラハナカ／＼苦痛ナンデスカラ、ドレデモ都合ノ好イ物ヲ持ツテ來ア納メテ宜イト云フコトニサルト非常ニ便利ナシデスガ、例ヘバ、現金ハ少シ必要ダト思ヘバ、不動產ヲ持ツテ行ツテ先ヘ納メルノモ宜シ、不動產が必要デ、骨董ノ方ヲ先ニ持ツテ行キタケレバソレモ宜イ、妙ナ話デアリマスガ、人ハ困ツタナラバドウスルカ、一番初メニ骨董ヲ賣レ、ソレデ困ツタラ家ヲ賣レト云フコトハ能ク言フコトナシデ、一番先ニ現金ヲ持ツテ行クト云フ人ハアリヤシマセヌ、其處ラノ點モアリマスカラ、此ノ順位ハ、サウ云フコトヲ言ツテモ、制度ヲ御立ツニナツテシマツタ後デ無理カぞ知レマセヌケレドモ、私ノ考トシテハ、ドレデモ持ツテ行ツタ物ハ政府ハ受ケルノダト云フヤウニオヤリニナルベキヂヤナカツタコト思ヒマスガ、ドウデゴザイマセウ、其ノ位ノ餘裕ハ斯ウ云フ税ヲオ課ケニナル場合ニハ御覽下スツテモ宜イト思フ

ベク換價ノ樂ナモノト云フノヲ望シテ居リマスノデ、是ハ少シ自分勝手ニ識論デアリマスガ、大陸斯ウ云フ風ニ決メシタノガ、實際問題トシテ適當ハナイカ、相續稅モ斯様ニ考ヘ居ル次第アリマス

○子爵大河内輝辨君 確カニ分リマシタ、自分勝手ノ都合ダト云フコトヲ御認メ下サイマシタカラ、此ノ上ハ質問致シマセヌ、ソレカラ次ニ伺ヒマスガ、物納ノ評價デ三十六條ガ問題ニナツテ、本當ニ分リニクイノデスガ、甚ダ愚問ヲ繰返シテ恐縮デスガ、チヨツト伺ヒタイ、家庭用ノ財產動産ノ中テ十條等ニ該當スルモノデ引イテ、殘幾ラ位デスカ、之ヲ一ツ先ニ伺ヒタイリ「一般財產の價額に命令で定める割合」ト云フ其ノ「命令で定める割合」ハ幾ラ位デスカ、之ヲ一ツ先ニ伺ヒタイ

○政府委員(池田勇人君) 全國的ニ五十萬圓以下十萬圓ヲ超ユル財產家ノ職業別ノ區分ニ依リマシテ調査致シマシタ平均價額ハ、只今ノ處、大體家庭用動産以外ノ財產ニ對シマシテ五「バーセント」餘リニ相成ツテ居リマス、其ノ平均率ノ五「バーセント」ヲ使ツテ算定シヨウ、斯ウ云フコトヲ考ヘテ居リマス

○子爵大河内輝辨君 サウ致シマスト、澤山持ツテ居ル者モ、少ク持ツテ居ル者モ、皆五「バーセント」ニナル譯スカ、サウデハアリマスマイ、例へば火事デ焼ケ出サレテ、相當マア地所ナシカハ持ツテ居ルケレドモ、家具ナシゾハ殆ドナイト云フ人モアリマスガ、ソレデモ矢張リ五「バーセント」徵リマスカ

○政府委員(池田勇人君) 二項ノ規定ニ依リマス

○所謂時價デ見テ行クト云フコトニ相成
ツテ居リマス、モウ一ツノ戰災者ト戦災者
戰災者ノ區別ヲドウスルカ、一律ニ目
ルノハ不公平デハナイカ、斯ウ云フ事
話デゴザイマス、又實際問題ト致シマ
シテ、我々ノ調査デモ非戰災者ト戰災
者トハ可ナリ違ツテ居リマス、此ヘ來
ヲ達ヘルカドウカト云フコトニ付キマ
シテ、只今關係方面ト折衝中デゴザイ
マス

○子爵大河内輝耕君 大分分ツテ來マ
シタガ、サウシマスト、一萬圓以上ノ
者ニ付アハ個々ノ價額ヲスツカリ御審
セニナルト云フコトデスガ、一萬圓上
上ト云フモノハドウ云フ標準デ…、
矢張リ申告ニ依ツテ御認メナリマスカ
カ、ドウ云フ風ニソレヲ認定スルノデ
アリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 是ハ一項ノ
規定ニ依ツテ算出シタ金額ヨリモ、實
際ノ家庭用動産ガ非常ニ多クテ、其ノ
差額ガ一萬圓以上ニアツ時ニハ、三
十六條一項ノ規定ヲ適用セズニ、所謂
時價ニ依ツテ評價ヲ變ヘルト云フコト
デゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 併シ其ノ一萬圓
以上ト云フ家庭用動産ハ何デ御認メ
ナリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 納稅ノ義務
者ノ計算デゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 サウシマスト、
納稅義務者ノ計算ガ良イカ惡イカト云
フコトハ、稅務署ソレヲ又審査スル
コトニナルノデスネ

○政府委員(池田勇人君) 左様デゴザ
イマス、是ハ四十七、八萬ノ納稅者
ヘルト云フ「ソノ腰ダメノ制度」デゴ
ザイマス、實際斯ウ云フ一項ノ規定ニ依

リマシテ計算シタ場合ヨリモ縣ヶ離レ
テ居ル時ニハ、原則ニ立還ツテヤラニ
ケレハイケナイト考ヘテ居リマス
○子爵大河内旗耕君 ソレデ骨董ヲナ
ル場合ニハ……私ハ骨董屋ノ御厨
介ニナツタコトガナイカラハツキリ中
シマスガ、此ノ骨董ノ評價ト云フモ
ハ、隨分厄介ナモノデ餘程公平ニヤセ
ルナイトイカヌヤウニ思ヒマスガ、今度
長ノ御話ダト方々で聽イテ廻ルト云フモ
御話デスガ、方々デ聽イテ廻ル位ノ
トデハ分ラナイ、ドウセ専門家ノ鑑定
ニ依ル譯デセウガ、専門家ノ判定ハ、
斯ウ云フ人ナラ大丈夫ダト誰デモ承認
スルヤウナ人ガアルノデセウカ
○政府委員(池田勇人君) 是ハ納稅者
ノ評價ニ俟タナケレバナリマセヌ、専
門家ノ意見ヲ徵シマスルト云ブコ
ハ、大體稅務當局トシテ骨董ニ對ス
評價ニ付アノ心構ヘ、又ドウ云フ方ガ
最近骨董ヲ買入レタカト云フヤウナコ
トハ、業者ノ中デ説ベルト云フ點デ
ザイマシテ、此所ニ權威アル評價ヲナ
サル方ハナカノ見着カリニクト用
ヒマス、從ツテ是ハ矢張リ納稅義務者
ノ誠實ナル申告ヲ飽ク迄俟ツヨリ外社
方ナイト思ヒマス
○子爵大河内旗耕君 結局サウスル
ト、稅務署ノ認定ト云フモノト結果ニ
於テ同ジニナルノデ、誠意アル認定ト
仰シヤルカラ、稅務署長ガ誠意ガナ
ト認メレバ増サセルコトニナリマセウ
ガ、結局悪ク言ヘバ、稅務署長ノ認定
デスガ、ナダラカニ言ヘバ、兩方相談
シテ決メルト云フコトニ結著シマ
ウネ

ハ納稅者ト常ニ接觸シ、納稅者ノ意見ヲ十分聽イテ行カナケレバ相成ラヌト思ヒマス、殊ニ骨董物ニ付テアハ、其ノ感ヲ深ク致シテ居ル次第ゴザイマス○子爵大河内輝耕君 ソレカラ今ノ審告ノ報償ノ所ノ規定デスガ、「命令の定あるところによりトアリマスガ、是ハドンナ命令ヲ御決メニナリマスカ、政府ハ命令ノ定タル所ニ依シテ、其ノ報告者ニ對シテ百分ノ二十五ヲヤルト云フコトニナツテ居リマスガ……○政府委員(池田勇人君) 「命令の定めるところにより」ト云フ内容ハ、報償金ノ交付手續等ヲ規定スル考デゴザイマス○子爵大河内輝耕君 ソレカラ「報償金として交付することが出来る」トアリマスガ、ドウ云フ場合ニヤツテドウ云フ場合ニヤラナイノデスカ
○政府委員(池田勇人君) 先般來申上
ゲマシタヤウニ、非常ニ良イ通報デゴザイマシテ、其ノ通報ガアツタナレバヨソ、課税價格ノ脱漏ガ分ツタ云フヤウニ場合ニ大藏大臣が報償金ヲヤリ得ルト、斯ウ云フコトニ致シマシタガ、實際問題ト致シマシテハ税務署長一存デナシニ、大藏省ノ方デ實際ノ事情ヲ考ヘテ行キタイト思ツテ居リマス○子爵大河内輝耕君 斯ウ云フコトヲ確定スルノハ私モ惡イト思ヒマス、「交付することが出来る」トアルケレドモ、今ノ御説明デハ「交付する」ト云フノト同ジコトデ、政府ノ命令ニ依ツテ交付スルト云フコトニナルト、其ノ認定ガナカノ面倒ダシ、厄介ナコトニナツテ、交付スルコトノ出來ナイ場合ハ、別ニ法律御規定ニナル、又命令デ御決メニナツテ宜イノダカラ、ゾコノ點ハ「交付することが出来る」ト云

ノハ「交付する」トヤツテモ結果ハ同ジニナリハシナイカ

○政府委員(池田勇人君) 執行上ノ問題ト致シマシテハ「交付」トシマスト

交付シナケレバナラヌヤウニ聞エマスガ、「交付することが出来る」トシマスルト、大藏大臣ノ勝手デヤラナイ場合モアリ得ルノデ、斯様ニ書き分ケタ次第デザイマス

○子爵大河内耕耕君 ソレガ我々外觀カラ見テヲカシイノデス、ドウ云フ譯

デ交付シナイ場合ガ起ルノカ、ドウ云

場合ニハ交付サレル場合ガ起ルノカ、此ノ法律ノ表面、命令ノ何デハ、

能クハツキリシナイガ、良ノハ交付

スルト仰シヤルガ、ソレハ甚ダ分ラナ

イノデス、モウ少シ具體的ニ、斯ウ云

場合ハ交付ズル、斯ウ云フ場合ハ交

付シナイト、斯ウ云フコトハ言ヘナイ

モノノデセウカ

○政府委員(池田勇人君) 其ノ報告ハ

ナクテモ、然後カラ税務署ノ調査デ

分ル、斯ウ云フモノニ付テハヤラナイ

場合モ起リ得ルト思ヒマス、是ハ實際

問題トシテ個々ノ事例考ヘテ行カナ

ケレバ決メラレント思フノデアリマ

ス、斯ウ云フ規定ハ税ノ方デハ別ニ又

設ケアルヤウデザイマスガ、此ノ

程度ノ裕リヲ持ツタ方ガ宜イノデハナ

イカト思ヒ、マシテ、斯ク規定ヲ設ケタ

次第アリマス

○子爵大河内耕耕君 大分、分ツテ來

マンタガ、詰リ效果ガアルカナイカデ

決メル、ソレデ分リマシタ、ソレカラ

レガドウ云フ目的ヲ達シテ來テ居ルノ

カト云フコトヲ、モウ少シ實ハ時間ガ

アレバ伺ヒタイノデスガ、ソンナコトカラテ居ルノモ如何カト思ヒマス

○委員長(三土忠造君) チヨツト大河

内君ニ御相談致シマスガ、周布君ガ聴

キタイサウデ、先ニシテ宜シウゴザイ

マセウカ

○子爵大河内耕耕君 私ハ只今迄、色々

シウゴザイマス

○男爵周布兼道君 私ハ只今迄、色々

シウゴザイマス

レナラバ尙更慎重ニヤツテ戴キタイ、斯ウ思フノデアリマス、四百三十五億

ト云フヤウナ目標ガ示サレマスト云フ

ノデハナイカト思ヒマス、サウシテ色ナ評價ニ關シマスルコトハ、法案ガ通過致シマシテ、即座ニ著手致シマシテ、大體十一月ノ末頃迄ニハ不動産ノ

リ勝ノコトデゴザイマスガ、各税務署ニキマシテハ政府ノ命令ト申シマス

カ、中央ノ方針ニ忠義ナルガ爲ニ、ソ

レヲ徹底シタイト申シマスカ、履キ達

ヘ申シマスカ、ドウモ酷ニナリタガ

ル、其ノ目標ニ近附キタガル、是ガ實

際ノ所ナシニアリマハ、サウシマスト

今回ノ税ニ付キマシテモ、サウシマス

ト風ナ手心デヤラレマスト、國民ハ非常

十種手ヲ蒙リマス、極メテ圓滿ニ折衝

ヲシテ、サウシテ落着ク所ニ落着イテ

税ヲ出ス者ハ出スト、斯ウ云フ方針デ

付考ヘマスノハ、先刻モ御話ガゴザ

イマシタヤウニ、一月ノ十五日ヲ申告

ト、斯ウ云フコトデゴザイマスガ、其

ノ間一箇月デアリマス、是ハ新聞等ニ

アルコトハ、我々モ十分承知シタノデ

承知シテ居リマシタケレドモ、伺ツテ

ソレガ確實デアルコトハ承知シタノデ

探リマシタ關係上、納稅者ハ自分デ調

査致シテ申告ナサルノデゴザイマス

ルノデアリマスガ、今回ハ申告納稅ヲ

サウシテ自分デ計算シテ、自分デ申出

ルノデアリマス、從ツテ所得稅ノ如ク

税務署ノ調査デ、所得ノ調査委員會ニ

諮問シマシテ、コツチカラ決定シテ通

ウ云フ方法デナサイマスカ、各

個人ガ一月十五日ガ期限ト云フ

コトコト伺ツテ、前カラヤレバ宜ウゴザ

戴キタイ、我々ハソレニ付キマシテノ

宣傳ノ他ニ付キマシテハ、萬全ヲ盡

ス考ヘデ居リマス

○男爵周布兼道君 只今ノ萬全ヲ盡

アルコトハ、我々モ十分承知シタノデ

居リマス、所ニ依リマス、所ニ依リマス

カ、東京ノ濱谷ニハ相當ノ納稅者ガア

ルト思ヒマスルガ、斯カル場所ニハ、熟

練ノ經驗ガアル職員ヲ臨時的ニ増員致

シマシテ、納稅ニ付キマシテ、所謂不

動產ノ倍數ナドガ定マリマシタ時ニハ

御通知申上ゲルトカ、出来ルダケ早ク

ト思ヒマス、申告書等ニ付キマシテ

倍數ハ決メテ發表致シタイト思ヒマ

ス、サウ致シマスト納稅者ハ不動產ヲ

價シ得ルヤウニ手配致シ得ルト思ヒマ

ス、唯問題ハ、株價ノ評價ハ先般申上

ト思ヒマスヤウニ、企業再建築法ノ評價

基準ガゴザイマシテ、是ハ少シ遅レテ

居リマス、ソレガナケレバ、私ハ十一

月ノ中頃迄ニ申告シテ戴イテモ、結構

ノヤウニ考ヘテ居ツタノデアリマス

ス、株價ノ問題ガ出マシタノデ、一月

十五日ニ致シマシタ、從ヒマシテ一月

十五日迄ニ納稅者ノ方々ハ、ソレ迄ニ

底スルヤウニヤツテ戴キタイト思ヒマ

ス、唯問題ハ、株價ノ評價ハ先般申上

ト思ヒマス、申告書等ニ付キマシテ

ス、早クカラ印刷致シマシテ、御手許

ニ配ルヤウニ致シマシテ、評價等ノ分

スガ、注意ヲ喚起スルヤウニ致シタ

ト思ヒマス、申告書等ニ付キマシテ

ス、申告書等ニ付キマシテ

○政府委員(池田勇人君) 財産税法施行ニ付キマシテノ事務管掌ノ陣容ニ付キマシテハ十分考慮致シマシテ、適當ナ人ノ採用並ニ配置ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、第二段ノ進駐軍ニ徵用サレタ家屋ニ付キマシテハドウカト云フ御質問デゴザイマスルガ、飽ク迄三月三日ノ状況ニ依ツテ課稅致スノゴザイマス、從ツテソレガ課稅ニナリマシテ、物納ト云フ場合ニ付キマシテハ、政府ハ其ノ家屋ノ物納ヲ認メルコトニ致シテ居リマス

○委員長(三土忠造君) チヨツト御諮詢シマスガ、議員渡部信君ガ皇室財産ノ課稅ト優秀古美術品ニ對スル課稅ノ二件チヨツト聽キタイト云フノデ昨日カラ特ツテ居ラレルノデスガ、私機會ガアツタラ御許シシタイト思ツテ居ツタノデスガ、委員外デスガ、御許シシタイト思ヒマスガ、如何デスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(三土忠造君) ソレデハ、此ノ際御許シ致シマス、渡部君

○委員外謹聞(渡部信君) 費重ナ時間ヲ特ニ御許シテ得マシテ、一ツ二ツ伺ツテ見タイト思ヒマス、一ツハ優秀ナ我ガ國ノ古美術品、ソレニ對スル課稅ノコトヲチヨツト御伺ヒシタインデゴザイマス、尤モ、優レタ古美術品ト申シマシテモ、餘リ漠ト致シテ居リマスカラ、其ノ内特ニ法律上國家ガ日本ノ優秀ナル古美術品タルコトヲ正式ニ認メ

ラレテ居ル國寶ト重要美術品、此ノソノ
ツノモノヲ中心ニシテ御伺ヒシタトイ
思ヒマス、若シ皇室財産ニモ課税セラ
レマスコトニナリマスレバ、皇室デハ
御物トシテ非常ニ優秀ナ、御物デナクテ
モ優秀ナモノ御持チニナリマスカラ、
ソレ等モ矢張リ含ンダモノトシテ御聽キ
ヲ願ヒタイ、日本ガ軍國主義ニ別レ
告ゲマシタ今日、將來我ガ國ノ立ツベ
キ金ト申シマスカ、進ムベキ金、是ニ

テモ大シテ驚キハシマセヌガ、日本ノ優レタ古美術品ニハ麗ミ舌ヲ巻イア居ルヤウニ思ヒマス、日本ノ美術ト云フモノヲ能ク解スル外國人、是ガ本當ニ日本ヲ能ク理解シテ親日ニナルヤウニ思ハレルノデアリマス、日本デハ、甚ダ相濟マヌコトデアリマスガ、率直ニ申シマシテ割合ニ官民ヲ通ジ一般ニ古美術ト云フモノノ分ル人ガ多クナイヤクニ思ヘンヌス

又國寶ハ博物館ナリ 美術館ニ出陳シナ
ケレバイケナイ、濫ニ其ノ現状ノ變更
モ許サレナシタリ、ソレカラ又國寶ヲ
リ渡シマシタリ、或ハ壞シタリシマシ
タラ居出ナケレバイケナイ、或ハ神社
ヤ寺院ガ持ツテ居リマス國寶ハ、之ヲ
處分シタリ、擔保ニ供シタリ、若シク
ハ差押ヘタリスルコトハ出來ナイ、又
國寶ハ自分ノ物ト雖モ、勝手ニ壞シタリ
シタルノアリ、又ハ現状ヲ變更シタリ

之ヲ數行ヅツニ分割シマシテ、一行何千圓何萬圓ノ割ニ依ル高イ値段テ賣ツテ、遂ニ惜シクを滅失分散シタ例ハ澤山アルノデアリマス、殊ニ今日ハ密輸出ノ取締ト云フモノハ非常ニ困難ナ事情ニアルノヂヤナイカト思ヒマスノヂ、日本人ノ手ニ再ビ辰ツテ來ナイヤウナ危険モアリマシテ、一層憂撫ニ堪ヘナイノデアリマス、今次ノ戰爭ニ當ツテ、米國モ帝室博物館ヤ奈良・長治ノ力京

文化ノ力ヲ以テスル外ニナイヤウニ考ヘマス、武力ニ對スル文力トデモ言ハシマスカ、文化ノ力ヲ以テ行ク外ナイモノデハナイカ、其ノ文化ノ力ノ基礎ト云フモノハ、文學トカ、藝術トカ、宗教トカ、道徳トカ、其ノ外精神的ナ科學ノ各方面ニ求メナケレバナラヌノデヤナイカト思ヒマスガ、其ノ內殊ニ今上ダタイノハ、日本ノ優レタ美術ノ保存發達ト云フヨトガ文化新日本ノ平和のナ姿ヲ世界ニ示ス上ニ於テ非常ニ重要デアルト考ヘルノアリマス、殊ニ我國ノ古美術ハ外國ノ古美術ニ比較致シマシテモ優ルトモ劣ルコトハナイヤウニ存ジマスシ、又此ノ古美術ハ、我國ノ現代美術ニ比較致シマシテモ、優ルトモ劣ラナイヤウニ存ジマスシ、又古美術ノ優秀ナモノハ、是ハマア何處ノ國デモサウデアリマスガ、海外ニ散逸シテ居リマスガ、併シ割合ニ能ク我國デハ保存セラレテ居ルノアリマス、帝室ノ寶庫デアル正倉院ノ御物ヲ御覽ニナツタ方ハ、今申上ダテ居ルト云フコトハ、恐ラク御分リイ、又現代ノモノニモ劣ラナインシ、比較的散逸シタモノガ少ク能ク保存セラレバ、日本ノ古美術品ガ外國ニモ劣ラナム、外國人モ日本ノ飛ダラウト思ヒマス、外國人モ日本ノ飛行機ヤ潛水艦、色々ナ機械類ナド見

○委員長(三土忠造君) 渡部君、理由
ハ大抵分ツテ居ルカラ、餘り長クナラ
ナイヤウニ
○委員外議員(渡部信君) 勿論私モ古
美術ハ能ク分ラナイ一人デアリマスガ、
外國ノ人ノ中ニハ非常ニ能ク日本ノ古代
美術ノ時代特徴ナンカラ専門的ニ研究シ
テ、其ノ方面ニ一雙眼ヲ持ツテ居ル者ガ
少クナゾイデアリマス、ソレデ本論ニ入リマスガ、
今ノ我國ノ優レタ美術品ノ中デ
法規ヲ以テ正式ニ認メラレタモノハ國寶
賛ト重要美術品デアリマス、此ノ國寶
ト重要美術品ハ、美術ノ模範トナリ歴
史ノ微章トナルト云フヤウナモノデ、
法律ニ依ツテ文部大臣ガ指定サレルノ
デ、先程カラ伺ツテ居リマス骨董ト云
フモノトハ少シ趣ガ違フノデアリマシ
テ、往々低級ナ道具屋ナカガ抜ブゲ
テ物式ノ下品ナモノトハ違ヒマシテ、
國寶ヤ重要美術品ハ、ソレドヘ美術ニ
對スル學術的鑑識力ノアル専門家ヤ鑒
學ノ士ガ大勢集ツテ決メルノデアリマ
シテ、其ノ品質、由緒、品格ナドハ外
モ色々制限ヲ受ケルノデアリマシテ、
御承知ノ通り外國ニ輸出スルコトモ出
來ズ、或ハ移出スルコトモ出來ナイ、

致シマスルト、懲役ニ處セラレルト云
フヤウナ規定モアルノデ、斯ウ云ノアリ
ニ自由ニ使用、収益處分出來ルト云
ヤウナ純然タル私有財産デハナイノデ
アリマシテ、歷代天皇ノ筆トカ其ノ
仙貴重ナル古文書ノ如キハ、實ニ金錢
ニ見積リ得サル歴史的精祿的ノ價値モ
アルノデアリマス、サウ云フ風ニ國寶
類ハ、本當ニ文字通リ國ノ寶デアリマス
カラ、其ノ所有者ナドハ本當ニ公私
的ノ御預り物トシテ能ク保存ニ注意ヲ
拂ヒ來レル爲、前申シタヤウニ割合
ニ能ク保存サレテ居ツタノデハナイン
カト思ヒマス、然ルニ此ノ度國寶、
重要美術ニ對シテ、全ク自由ニ扱フ
コトモ處分スルコトモ出來ル一般
ノモノト同ジヤウニ重イ税ヲ課スル
ト云フコトハ、ドウモ不公正ガ澤山ア
ルト云フコトハ大藏大臣モ仰シヤツ
居ラレマスガ、餘リニ不公正デアルバ
カリデナク、其ノ爲ニ自然ニ是ガ散逸
致シマシテ、ソレヨソ利潤追求專門
古道具屋トカ商商人トカ、更ニ第三國
人等ノ手ニ迄陥ツテ、サウシテ遠ク海
外ニ迄密輸出セラレルト云フ心配モア
ルノデヤナイカト思ヒマス、色々ナ貴
重ナ古文書、古イ書籍ナドハ纏ツチ居
テコソ、特殊ナル歴史的値打ガアリマ
スノニ、心ナキ儲ケ主義ノ商人等ガ之

都トカラ爆撃ヲシナカツタト云フコトモ、日本ノ古文化古美術ノ破壊、滅失ト云フコトヲ惜シonde、ソレヲ保護スルト云フ爲デハナイカト思ヒマスガ、然ルニ今日本ガ幾ラカ知レマセヌガ、御見積リガオアリニナルカドウカ知レマセヌケレドモ、大シタ税金デモナイカト思ハレル、其ノ利益 得ル爲ニ、貴重ナ古美術品ヲ善良ナ保管者カラ手離サシメ、サウシテ散逸セシメルコトガアツテハ、本當ニ惜シイト思ヒマス、色々税法ニモ見マスルト、教育用ノ材料ハ登録税ヲ免ズル、學校や博物館陳列、美術館ナドノ陳列ノ標本ナドハ關稅ヲ免ズルトカ、學術研究用、教育用ノ品物ハ物品税ヲ免ズルトカ云フ、色々税法ノ中ニ精神的文化的方面ニ意ヲ用ヒテ、租税ヲ減免シテ居ル例モアルヤウニ思ハレマスルノニ、此ノ法案ハ非常ノ際ノ非常ノ措置デアルコトハ能ク分リマスル事、全クト申シテハドウカ知レマセヌガ、文化ト云フコトヲ無視シテ、殆ド一顧モ與ヘテナイ結果デヤナイカト云フヤウナ感ガアリマスノデスガ、此ノ臨時措置法案ナドハ文部大臣ガ副署シテ居リマスノニ、財産税法案ニ付テハ文部大臣ノ副署モナイト云フ風ニ、何カ文化ト云フモノ付テハ全ク御考ヘノ下ニ置カナ

カツヤウナ感ガアリマスカラ、何そ
總デノ美術品ヲ免稅シテクレトカ、サ
ウ云フ無理ナコトハ申シマセヌガ、今
申上ゲタ國費トカ、重要美術品トカト
云フ風ニ、國家方公ニ決メテ居リマス
物ハ、我國ノ美術振興ノ爲ニ、國民
ノ情操教育ノ爲ニモ非常ニ大切デアリ
マシテ、又今申上ゲタ通り法律上ニモ
實際上ニモ、色々制限ヲ受ケテ、純然
タル私有財產トハ違ツテ居ルノデアリ
マスカラ、ドウカ特別ノ御考慮ヲ拂ツ
テ戴ケナイデアリマセウカ、殊ニ國
寶重要美術品ノ中デ、個人ノ所有ニナ
ツテ居ルノモ幾ラモナイカト思ヒマス
ノデ、此ノ法案ノ十條ニ免稅ノ場合ヲ
規定シテ居リマスガ、「その他命令で
定めるもの」ト云フユトモアリマスノ
デ、其ノ中ニ特ニ國費トカ重要美術品
トカ云ソヤウナ物ハ、免稅ナリ減稅ナ
リノ處置ヲ御執リニナツテ戴ケ御考ハ
ナイデアリマセウカ、尤モ何カサウ云
フ恩典ヲ戴ケルナラバ、國費ヤ重要美
術品ニ付アハ、今後尙一層ソレハ公共
的ノ義務ヲ其ノ所有者ニ負擔サセルコ
トハ結構デヤナイカト思ヒマスガ、若
マスガ、「一言其ノ事ヲチヨツト申上ゲ
テ御伺ヒシタインデアリマス

○政府委員(池田勇人君) 美術ノ必要
ナルコトハ御話ノ通りデゴザイマス、
シナケレバナラヌコトモ亦御話ノ通り
デアリマシテ、唯ソレガ非常ニ必要デ
アルト云フ理由デ、個人ノ所有ノ國費、
重要美術品ヲ課稅外ニ置クト云フコトハ
適當デナイト考ヘテ居リマス、一般ノ
財產税ニ付キマシテハ、名目的ノ財產

ト云フコトハ從來モ考ヘラレテ居リマシテ、國寶、重要美術品ヲ除外スルト云フコトハ、負擔ノ衡平ト云フ點カラ申シマシテ、出来ナイコトダト考ヘラ申シマシテ、出來ナイコトダト考ヘテ居リマス、唯國寶、重要美術品ガ色彩ナ制限ヲ受ケテ居リマス關係ト、又美術保存ト云フ色々な點カラ申シマシテ、評價ニ付キマシテハ出來ルダケノ考慮ヲ拂ヒタイト考ヘテ居リマス、尙最後ニ皇室財產ニ付キマシテノ課稅ハ、昨日大藏大臣カラ御話ニナリマシタ通リニ、正倉院、帝室博物館ノ課稅ニ付キマシテハ、只今關係方面ト交渉中デゴザイマス。

スガ、ソレハ初メテデモ別問題トシ
案サレルノデアリマセヌカラ、サウ云
フコトモアリマスマイガ、強制シテ出
スコトハ出来ナイ、若シ是ハ宮内省ノ
方ト十分御打合ガアルノデアリマセウ
カ、詰リ皇室令ヲ出ス出サナイハ、宮
内省ノ問題デアリマシテ、強制スル譲
ニ行カナイト思ヒマスガ、其ノ點ハ十
分ノ御打合ガアルノデゴザイマスカ、
チヨツト御伺ヒシテ置キタイ

○國務大臣(石橋湛山君) 是ハ御話ノ
通り、十分打合セガアリマスノデス
○委員外議員(渡部信君) ソレデハモ
ウ一ツ序ニ、其ノ問題ニ關聯致シマシ
テ、此ノ財産税法案ノ理由ヲ見マスル
ト、個人ノ財産ニ付高率ノ課稅ヲスル
ル、斯ウ云フコトガ書イテアルヤウデ
ゴザイマスガ、皇室財産ハ天皇個人ト
シテノ御財產ト見テ、財產税ヲ課サウ
ト云フ御考ナンデアリマセウカ、憲法
ノ委員會ニ傍聴致シテ居リマシタラ、
「すべて皇室財産は、國に屬する。」ト
云フコトガ憲法ニ書イテアルノデアリ
マス、其ノ憲法ノ説明ニ依レバ、皇室
ノ財產ハ大部分ハ天皇一個人ノ御財
産ト見テ、從ツテ財產ハ殆ド全部國ニ
屬スルノダト云フヤウナ御話ヲ伺ソ
居ツタノデアリマスガ、若シソレガ天
皇ノ個人ノ御財產、個人のノ財產トシ
テ財產税ヲ課スルトスレバ、憲法實施後
國ニ屬スルト云フ皇室財產ハナクナツ
テシマフヤウニ思ハレルノデスガ、其
ノ點ハドウ云フ風ニ御考ニナツナリラ
ツシヤイマセウカ

○委員外議員(渡部信君) サウ致シマス
スト、新憲法ノ實施前ニ於アハ、此ノ
皇室ノ御財産ハ、天皇ノ個人的ナ御財
産ト見テ、新憲法ガ實施サレバ、公
的ノ御財産ト見テ全部徵ツシマフ、
斯ウ云ノ風ナ御解釋ニナルノデゴザイ
マスカ
○政府委員(池田勇人君) 左様デゴザ
イマス
○委員外議員(渡部信君) 其ノ公的財
産ト個人的財産トカ云フコトハ、且
ハマア義論ハ別ト致シマシテ、モウシ
箇月後ニ全部國ニ屬スル皇室御財産ニ
アリマスノニ、未ダ曾テ規定シタコト
ガナイヤウナ立法例ヲシテモ、今日危
イデ皇室財産ノ大部分ヲ財産税トシテ
御徵リニナルト云フコトハ、如何カ
思ハレルノデアリマスガ、憲法實施
前ニ皇室カラ何カ自發的ニ何十億カ
御財産ヲ國ニ無償テ下サルト云フコト
ハ、別問題デアリマスケレドモ、神社
トカ寺院トカノ財産ニ對シテサ
モ、公的ノ性質ヲ附マレマシテ、課
稅シナイデ、天皇ニ對シテハ財產權
ノ關係ニ於キマシテ、御財産ノ公的
性質ハ認メナシ、個人ノ御財産トシ
テ徵レルダケ徵ツシマフ、今度審
法方實施サレバ、急ニ皇室御財
ハ公的財産デアルトナツテ全部徵リ
上ゲテシマフト云フコトハ、何カ皇室
ニ對シテ御痛ハシイヤウナ感じガチヨ
ツト、私一個人力モ知レマセヌガ、政
スノデアリマス、聲口ドウセ、サウスル
ノデアリマスカラ、皇室御財産ハ個人
のナ御財産デナイモノ、此ノ憲法ノ實

○子爵大河内輝耕君 私ノ質問ハ甚ダ
冗長デアリマシテ、遲クナツタ時ニ皆
様ニ恐縮ナノデスガ、重要ナ問題デゴ
ザイマスカラ、少シ時間ヲ與ヘテ戴
キタイ、私ハ此ノ財稅ト財政計畫
ノ關係ヲ伺ヒタイ、ソレヲ伺ツテ居ル
ト大變ナコトニナリマスカラ、一部分
省略致シマシテ、詰リ此ノ稅ガドレダ
ケ財政ニ役ニ立ツカト云フコトヲハツ
キリサセルノニハ、臨時ノ經費ノ大キ
ナモノガ何年續クカト云フコトヲ大概
見當ガ附ケバ自ラ分ヅテ來ルモノニア
リマス、ソレデ甚ダ々御面倒デ聞イ
テイラツシヤル方ニハ、殊ニ御氣ノ毒
デスガ、茲ニチヨツト費日ヲ指摘シマ
スカラ、ソレノ性質トソレカラ大體ノ
算出ノ根據ヲ極ク簡單デ宜シノンデゴ
ザイマスカラ、御述ヲ願ヒタイ、ソレ
ハ主ニ大藏省所管デアリマシテ、大キ
ナ費目ダケデ、復員諸費、終戰處理
費、特別住宅建設資材費、日本銀行政
府債務償債費、經濟安定費、ソレカラ
文部省へ來テ國民學校職員給與特別措
置費補助、厚生省ノ引揚民對策諸費、
ソレカラ民生安定諸費、是等ニ付キマ
シテ極ク簡単デ宜シウゴザイマスカ
ラ、算出ノ根據ト性質ヲ伺ヒタイ

ナリマシタコトノ御答ノ中、漏レルコト
トガアルカモ知レマセヌガ、先づ大藏省
ノ所管ノ方カラ申上ゲタインノデアリマ
スガ、御手許ニハ、此ノ前ノ改定豫算
ノ順序ニ依ツテ御説明申上ゲル方ガ便
利カト思ヒマス、只今御示シノ復員諸
費ハ、陸海軍ノ軍人ガ海外カラ引揚ゲ
テ参リマス、ソレニ要スル経費ナノデ
アリマス、是ハ本年ノ三月末ニ要スル
昭和二十一年度、開始ノ當時デアリマ
スガ、其ノ當時陸海軍人ガ海外ニ約二
百五十萬人居ルト云フ豫定
四十億圓近クノ金ニナツテ居ルト思ヒ
一月ノ間ニ復員ヲ終了スルト云フ豫定
デ組ンダ經費デゴザイマス、金額ヲ約
四十五億圓近クノ金ニナツテ居ルト思ヒ
マス、ソレハ其ノ後ノ狀況ヲ見テ居リ
マスト、御承知ノ通リニ「ソ聯ノ勢力
下ノ地域カラハ軍人ハ歸ツテ参リマセ
ス、ソレデ最近デハマダ百萬人ニ近イ
軍人ガ海外ニ残ツテ居リマス、此ノ者
ガ何時迄ニ歸リマスカ、是ハ後ノ情
勢ニ俟タナイトハツキリ致サナイト思
ヒマス、來年ニモ是ガ相當後ヲ引イテ
出ア來ルノデハナイカト豫想シテ居リ
マス

○子爵大河内輝耕君 四十億圓ト云フ
ノハ百萬人ニ對スルモノデスカ
○政府委員(野田卯一君) 先程申シマ
シタ三月末ニ二百五十萬人位ノ軍人ガ
海外ニ居ル、ソレガ本年九月乃至十一
月位ノ間ニ引揚ヲ完了シテシマフト云
フ豫定デアツタノデアリマス
○委員長(三土忠造君) 定足數ヲ缺イ
テ参リマシタカラ、是デ今日ハ終リマ
ス、明日六午前十時カラ開キマス
午後四時五分散會

出席者左ノ如シ		出席者右ノ如シ	
委員長	三土 忠造君	副委員長	男爵高崎 弓彦君
委員	侯爵池田 宣政君	侯爵鍋島 直泰君	同 同
	伯爵二荒 芳徳君	子爵京極 高修君	河野 通一君
	伯爵黒田 清君	子爵龍脇 宏光君	奥野 健一君
	子爵大河内 耕君	子爵綾小路 譲君	商工事務官 三木 秋義君
	子爵梅溪 通虎君	慶松勝左衛門君	同 同
	男爵中村 貫之君	男爵周布 兼道君	野田 卵一君
	男爵林 忠一君	男爵倉富 鈞君	勇人君
	長谷川 趟夫君	男爵宮原 旭君	越夫君
	黒田 英雄君	板谷 順助君	大藏事務官 福田
	河西豊太郎君	橋本辰二郎君	同 同
	小山 完吉君	片倉兼太郎君	河野 通一君
	高橋龍太郎君	中島徳太郎君	奥野 健一君
	有馬忠三郎君	岸本 彦衛君	商工事務官 三木 秋義君
	片岡 直方君	松岡 潤吉君	同 同
	河端作兵衛君	小汀 利得君	野田 卵一君
國務大臣	上野喜左衛門君	桂之助君	秋義君

政府委員		大藏事務官	
渡部	信君	野田	越夫君
國務大臣	大藏大臣 石橋 滉山君	同 同	同 同
國務大臣	桂之助君	秋義君	秋義君
國務大臣	上野喜左衛門君	秋義君	秋義君

昭和二十一年十一月十二日印刷

昭和二十一年十一月十三日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局